

令和6年度
事業報告書



多摩北部都市広域行政圏協議会
小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市

目 次

1	会議	
(1)	会議開催状況	1
(2)	会議内容	2
2	専門委員会報告	
(1)	令和6年度専門委員会への付託事項	5
(2)	都市建設専門委員会	7
(3)	緑化専門委員会	11
(4)	生涯スポーツ専門委員会	17
(5)	産業・観光振興専門委員会	20
(6)	広域行政圏計画専門委員会	25
3	共同事業	
(1)	文化事業(多摩六都フェア)：4事業	27
(2)	スポーツ事業(多摩六都フェア)：1事業	31
(3)	緑の保全事業(多摩六都フェア)：1事業	32
(4)	青少年健全育成事業(多摩六都フェア)：3事業	33
(5)	公共施設の相互利用事業：3事業	
ア	市立図書館の相互利用事業	36
イ	体育施設の相互利用事業	39
ウ	管外宿泊施設の相互利用事業	42
(6)	多摩六都公共交通担当実務者連絡会	43
(7)	文化芸術施策担当実務者連絡会	44
(8)	情報推進担当実務者連絡会	45
(9)	多摩六都科学館事業(域内連携した企画展等)	47
4	後援名義の使用承認	49
5	圏域情報提供	
(1)	圏域ニュース	49
(2)	多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページの運営	50
6	多摩北部都市広域行政圏協議会の歩み	51
7	多摩北部都市広域行政圏協議会1年間の歩み	56
	附属資料	
○	多摩北部都市広域行政圏協議会の概要	58
○	歴代協議会三役及び事務局体制	59
○	多摩北部都市広域行政圏協議会規約	60
○	多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程	63
○	多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会規程	64
○	多摩北部都市広域行政圏協議会専門委員会設置要綱	65
○	多摩北部都市広域行政圏協議会名簿	70

1 会 議

(1) 会議開催状況

No	会 議 名	回 数
1	多摩北部都市広域行政圏協議会 協議会	3
2	多摩北部都市広域行政圏協議会 審議会	2
3	多摩北部都市広域行政圏協議会 幹事会	4
4	多摩北部都市広域行政圏協議会 都市建設専門委員会	3
5	〃 緑化専門委員会	3
6	〃 生涯スポーツ専門委員会	3
7	〃 産業・観光振興専門委員会	5
8	〃 広域行政圏計画専門委員会 (※)	4
合 計		27

※部会を含む

(2) 会議内容

1 協議会

回数	開催日等	議題内容
1	令和6年7月8日(月) 於：多摩六都科学館	<p>(議題)</p> <p>議案第1号 令和5年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出決算について</p> <p>(協議事項)</p> <p>(1)令和6年度多摩北部都市広域行政圏協議会事務日程について</p> <p>(2)協議会のペーパーレス化について</p> <p>(3)令和9年度以降の協議会・審議会役員について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1)令和5年度事業報告書について</p> <p>(2)令和6年度専門委員会への付託事項について</p> <p>(3)令和6年度多摩六都フェアの日程等について</p>
2	令和6年11月5日(火) 於：多摩六都科学館	<p>(議題)</p> <p>議案第2号 令和6年度多摩北部都市広域行政圏協議会補正予算(第1号)について</p> <p>議案第3号 令和7年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出予算について</p> <p>(協議事項)</p> <p>(1)「特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金」の申請について</p> <p>(2)令和10年度以降の専門委員会委員長市について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1)専門委員会の活動状況等について</p> <p>(2)協議会ニュースの発行について</p>
3	令和7年2月5日(水) 於：多摩六都科学館	<p>(議題)</p> <p>議案第4号 令和6年度多摩北部都市広域行政圏協議会補正予算(第2号)について</p> <p>議案第5号 令和7年度多摩北部都市広域行政圏協議会予算の修正について</p> <p>議案第6号 多摩北部都市広域行政圏協議会役員の改選について</p> <p>(協議事項)</p> <p>(1)令和6年度専門委員会の活動報告及び評価について</p> <p>(2)令和7年度専門委員会の付託事項について</p> <p>(3)次期多摩六都広域連携プラン(第五次多摩北部都市広域行政圏計画)(仮称)について</p> <p>(4)協議会に属する現金の預け入れ口座について</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1)令和6年度多摩六都フェアの開催状況について</p> <p>(2)施設の広域連携に関する取組について</p>

2 審議会

回数	開催日等	議題内容
1	令和6年7月19日(金) 於：多摩六都科学館	<p>(議題) 令和5年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出決算について</p> <p>(報告事項) (1)令和5年度事業報告書について (2)令和6年度多摩北部都市広域行政圏協議会事務日程について (3)令和6年度専門委員会への付託事項について (4)令和6年度多摩六都フェアの日程等について (5)令和9年度以降の協議会等三役について</p>
2	令和7年2月14日(金) 於：多摩六都科学館	<p>(議題) (1)令和7年度多摩北部都市広域行政圏協議会予算について (2)令和6年度専門委員会の活動報告及び評価について (3)令和7年度専門委員会の設置及び付託事項について (4)次期多摩六都広域連携プラン(第五次多摩北部都市広域行政圏計画)(仮称)について</p> <p>(報告事項) (1)令和6年度多摩六都フェアの開催状況について (2)施設の広域連携に関する取組について (3)多摩北部都市広域行政圏協議会役員の改選について</p>

3 幹事会

回数	開催日等	議題内容
1	令和6年4月11日(木) 於：清瀬市役所	(議題) (1)令和6年度多摩北部都市広域行政圏協議会事務日程について (報告) (1)令和6年度専門委員会への付託事項について (2)多摩六都フェアについて (3)協議会・審議会の会議のペーパーレス化について
2	令和6年7月2日(火) 於：清瀬市役所	(議題) (1)令和5年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出決算について (2)令和5年度専門委員会の活動報告及び評価について (3)協議会のペーパーレス化について (4)令和9年度以降の協議会三役等について (報告) (1)令和6年度専門委員会の活動状況 (2)令和6年度多摩六都フェアの日程等について (3)多摩北部都市広域行政圏協議会ニュースNo.35について
3	令和6年10月7日(月) 於：清瀬市役所	(議題) (1)東京都都市整備局「特徴を踏まえたエリアのまちづくり支援事業補助金」の申請について (2)令和6年度多摩北部都市広域行政圏協議会補正予算(第1号)について (3)令和7年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出予算について (4)専門委員会委員長市輪番表について (報告) (1)専門委員会の活動状況等について ・専門委員会の活動状況 ・実務者連絡会 ・多摩六都フェア
4	令和7年1月29日(水) 於：清瀬市役所	(議題) (1)令和6年度多摩北部都市広域行政圏協議会補正予算(第2号)について (2)令和7年度多摩北部都市広域行政圏協議会歳入歳出予算(修正)について (3)令和6年度専門委員会の活動報告及び評価について (4)令和7年度専門委員会の設置及び付託事項について (5)次期多摩六都広域連携プラン(第五次多摩北部都市広域行政圏計画)(仮称)について (6)協議会に属する現金の預け入れ口座について (7)令和7・8年度の協議会・審議会役員について (8)TAMA_ebooksへの電子書籍掲載について (9)施設の広域連携に関する取組について (報告) 令和6年度 多摩六都フェアの開催状況について

2 専門委員会報告

(1) 令和6年度 専門委員会への付託事項

令和3年3月に策定した第四次多摩北部都市広域行政圏計画「多摩六都広域連携プラン」は、計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間として、5市が連携して行う施策の方向性を示している。

多摩六都広域連携プランを推進するにあたり、協議会は、当該年度において調査・研究及び検討する事項を、各市の担当部署からなる分野別の専門委員会に付託している。各専門委員会は、多摩六都広域連携プランに基づいた、5年間における取組の大まかな方向性を設定しており、計画的に取組を進めている。

令和6年度 専門委員会への付託事項

専門委員会	付託事項
【継続】 都市建設 専門委員会	<p>1 都市計画道路の整備促進について 第四次事業化計画に位置付けられた都施行路線及び市施行路線等の整備状況について情報共有し、圏域内の広域道路ネットワークが整備できるよう連携を図っていく。 また、次期事業化計画策定に向けて都施行路線及び市施行を線等の整備状況を把握するとともに、情報共有を図る。</p> <p>2 連続立体交差事業の促進について 事業中の西武新宿線東村山駅付近及び井荻駅～西武柳沢駅間の進捗について、情報共有を図る。 また、鉄道立体化の検討対象区間を含めた5区間について、各駅のまちづくりの取り組み事例や検討状況について、情報共有を図る。 必要に応じ、連続立体交差事業を実施した自治体への視察、周知用のパンフレットの見直しや要請活動の検討を行う。</p> <p>3 鉄道利便性の向上について 圏域内の移動の円滑化、利用者の安全性の向上の観点から、鉄道駅のさらなるバリアフリー化やホームドアの整備促進について、調査研究し、必要に応じ、鉄道事業者等への要請活動の検討を行う。</p>
【継続】 緑化 専門委員会	<p>1 緑・水辺環境に対する保全意識の醸成について 次の事業を実施し、市民における身近なみどりの重要性の再認識と、一層のみどりの保護と緑化推進意識の向上を図ること。 水と緑ウォッチングウォークの実施。</p> <p>2 公園緑地等における公民連携や市民参加・協働による取組の推進 公園緑地等の整備・管理運営における、指定管理者制度やPark-PFIなどの公民連携の取組や、市民参加・協働による整備検討、維持・保全に関する各施策について、情報交換や研究を行うこと</p>
【継続】 生涯スポーツ 専門委員会	<p>1 多摩六都スポーツ大会の実施 令和6年度のも多摩六都スポーツ大会は、ごみ拾いウォーキングイベントである「たまるくとクリーンウォーキング」を継続して実施し、参加者が交流しながら自身の健康増進と地域の美化を図り、圏域の魅力を再発見してもらえるような大会とする。</p> <p>2 多摩六都スポーツ大会の実施内容の検討 事業終了後に検証を行い、次年度の事業内容を検討する。</p> <p>3 圏域スポーツイベントの研究 既存の各市スポーツイベントにおいて、当該市民だけでなく圏域住民も参加できるような方法等について、引き続き研究する。</p>
【継続】 産業・観光振興 専門委員会	<p>各市の魅力を市内外に浸透させ、街のにぎわいを生み出すには、広域連携により圏域を一体とらえた施策が効果的である。圏域各市の事業者や他の専門委員会、他団体との連携により、地域資源を活用した、圏域としての魅力の創出や発信に関する施策を検討する。</p>
【新設】 広域行政圏計画 専門委員会	<p>1 広域行政圏計画の策定について 多摩北部都市広域行政圏計画について検討のうえ、草案を策定すること</p>

令和6年4月15日付6多北広圏第13号「令和6年度 専門委員会への付託について」により各専門委員会へ付託した。

令和3年度から令和7年度までの5年間における取組の大まかな「方向性」

専門委員会	取組の大まかな「方向性」
都市建設 専門委員会	<p>1 都市計画道路事業の着実な実施 引き続き、第四次事業化計画に位置付けられた都施行路線及び市施行路線等の整備状況について情報共有し、必要に応じ、要請活動の検討を行う。 令和7年度以降の時期、第五次事業化計画の策定にあたっては、圏域内の広域道路ネットワークが整備できるよう連携を図る。 また、「多摩北部都市広域行政圏区域図」の更新について検討する。</p> <p>2 連続立体交差事業の推進 事業中の西武新宿線東村山駅付近及び令和5年度までに事業認可を予定している井荻駅～西武柳沢駅間について、事業進捗について情報共有する。 また、鉄道立体化の検討対象区間である3区間の事業化に向け、まちづくりの機運醸成に向けた取組など、沿線自治体で連携して事業が促進できるよう、検討を進めていく。 必要に応じ、連続立体交差事業を実施した自治体への視察、周知用のパンフレットの見直しや要請活動の検討を行う。</p> <p>3 鉄道利便性の向上 圏域内の移動の円滑化、利用者の安全性の向上の観点から、鉄道駅のバリアフリー化等について、調査研究し、必要に応じ、鉄道事業者等への要請活動の検討を行う。</p>
緑化 専門委員会	<p>1 都市計画公園・緑地の整備に向けた取組 東京都の策定した方針（緑確保の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針）に基づく、圏域内の進捗状況等について、5市で情報共有・研究を進める。</p> <p>2 魅力ある公園づくりに向けた取組 指定管理者制度など民間活力を活用した公園緑地の維持管理など、圏域の特色を活かした公園づくりについて、5市で情報共有・研究を進める。</p> <p>3 みどりの保全の推進 水と緑ウォッチングウォーク等のイベントにより、身近なみどりの重要性の再認と、一層のみどりの保護と緑化推進意識の向上を図る取組を行う。</p> <p>4 都市農地の保全の推進 特定生産緑地制度の活用など、生産緑地の維持・保全に向けた取組について、5市で情報共有・研究を進める。</p>
情報推進 専門委員会	<p>1 デジタル技術の活用に向けた検討 ・情報セキュリティ向上の研究と実践 ・新技術（RPA・AI・WEB会議・テレワーク等）の研究と情報共有</p> <p>2 行政のデジタル化に向けた検討 ・システムの統一・標準化に向けた取組について ・3市の自治体クラウド導入に向けた取組について</p>
生涯スポーツ 専門委員会	<p>1 多摩六都スポーツ大会の継続 多摩六都スポーツ大会の競技種目について、圏域住民にとって魅力のある種目を基本に、構成市で協議のうえ担当市の意向を尊重して決定する。</p> <p>2 圏域スポーツイベントの発展 各市が独自に行っているスポーツイベントを「(仮称)たまろくスポーツ」として圏域住民が参加できるようにするなど、広域連携の発展を検討していく。</p> <p>3 スポーツ施設の相互利用について 利用者の利便性向上に向けた対応策等を検討する。</p>
産業・観光振興 専門委員会	<p>1 多摩六都の地域資源の活用</p> <p>2 圏域内の地域ブランドの普及促進</p> <p>3 企業等の連携による街のにぎわいや経済循環の創出</p> <p>4 圏域内外への効果的なPR手法の検討</p>

各専門委員会が設定した5年間における取組の大まかな方向性について、令和3年度第1回幹事会（令和3年4月15日開催）に報告。

※情報推進専門委員会については、令和5年度をもって廃止し、実務者連絡会に移行

(2) 都市建設専門委員会

令和7年3月31日

都市建設専門委員会の活動報告について（令和6年度）

はじめに

都市建設専門委員会は、「多摩六都広域連携プラン」の「都市基盤が充実した多摩六都」に掲げる、「道路整備事業の着実な促進」及び「鉄道輸送の円滑化の促進」を図るため、付託された事項について取り組みましたので、下記のとおり報告します。

記

1 都市計画道路の整備促進に向けた取組

令和6年度は、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」及び従前の事業化計画に基づく都施行路線、及び市施行路線等の進捗状況について、情報共有を図るとともに、連続性・統一性のある圏域内の広域道路ネットワークの整備を目指すため、意見交換を行いました。

都市計画道路の整備状況
(令和6年4月から令和7年3月末まで)



交通開放・供用開始：なし 事業認可取得：なし

2 連続立体交差事業の促進に向けた取組

事業中の西武新宿線東村山駅付近及び令和6年3月6日に事業化された井荻駅～西武柳沢駅間の事業進捗について情報共有を図りました。また、鉄道立体化の検討対象区間を含めた5区間について、各駅のまちづくりの取り組み事例や検討状況について情報共有を図りました。

事業中区間 西武新宿線 他2路線 東村山駅付近 連続立体交差事業（都施行）

- ・平成25年12月10日 事業認可
- ・令和5年9月29日 事業認可変更
- 令和6年度末までとしていた事業期間を令和10年度末まで延伸
- ・駅部で高架橋及び駅舎の構築工事中
- ・新宿線所沢方・久米川方、西武園線、国分寺線（一部除く）の仮線路切替工事が完了し、高架橋の構築工事中

鉄道附属街路整備事業（都施行3路線、市施行2路線）が事業中

- ・令和5年9月 都施行路線（新鉄付2、園鉄付1・2）の事業期間を令和12年度末まで延伸
- ・令和7年3月 市施行路線（新鉄付1・3）の事業期間を令和12年度末まで延伸

東村山駅周辺まちづくり

- ・令和4年3月 東村山駅周辺まちづくり実行プランを策定
- 東村山駅東口地区市街地総合再生基本計画を策定
- ・令和4年9月 東村山駅東口地区市街地総合再生計画を策定
- ・令和6年3月 東村山駅東口再整備基本計画を策定

西武新宿線 井荻駅～西武柳沢駅間 連続立体交差事業（都施行）

- ・平成28年3月 新規着工準備区間として社会資本総合整備計画に位置付け
- ・令和3年11月26日 連続立体交差化計画について都市計画決定
- ・併せて、関連する西東京市都市計画道路の変更（鉄道附属街路8路線の追加、3・4・17号東伏見線交通広場の面積変更）を都市計画決定
- ・令和6年3月6日 事業認可

鉄道附属街路整備事業（都施行3路線、市施行5路線）が事業中

検討対象区間 西武池袋線 大泉学園～保谷駅付近
西武池袋線 ひばりヶ丘～東久留米駅付近
西武新宿線 田無～花小金井駅付近

3 連続立体交差事業の視察

令和6年11月8日に東村山駅付近連続立体交差事業の現場視察を行い、事業に関して理解を深める機会となりました。

当日は、西武鉄道株式会社より連続立体交差事業の概要について、東村山市まちづくり推進課より東村山駅周辺のまちづくりについて説明をいただきました。その後、工事が進められている高架橋に上り、駅舎ホームや高架橋構築状況を視察するとともに、その工事内容について説明を受け、質疑応答の後、視察は終了となりました。



4 鉄道利便性の向上に向けた取組

各市における鉄道駅のバリアフリー化の状況について情報共有を図りました。

東村山市より、令和6年度末に高架化後の新たな東村山駅の1・2番線ホームにホームドアが設置される予定であるとの発表がありました。

西武鉄道株式会社及び東京都から令和6年8月26日付で、西武池袋線保谷駅にホームドアの設置について発表がありました。

5 今後の計画

(1) 都市計画道路事業の整備促進に向けた取組について

本圏域における都市計画道路の完成率は約4割にとどまり、6割を超える区部や多摩地域全体に比べ、低い状況です。引き続き、第四次事業化計画に位置付けられた都施行路線及び市施行路線等の整備状況について情報共有し、圏域内の広域道路ネットワークが整備できるよう連携を図っていきます。

また、令和7年度策定予定の、新たな「東京における都市計画道路の整備方針（仮称）」に関する情報共有を図ります。

(2) 連続立体交差事業の促進に向けた取組について

事業中の西武新宿線東村山駅付近及び井荻駅～西武柳沢駅間の事業進捗について情報共有を図ります。また、鉄道立体化の検討対象区間を含めた5区間について、引き続き、各駅のまちづくりの取り組み事例や検討状況の情報共有を図ります。

必要に応じ、連続立体交差事業を実施した自治体への視察、周知用のパンフレットの見直しや要請活動の検討を行います。

(3) 鉄道利便性の向上について

圏域内の移動の円滑化、利用者の安全性の向上の観点から、鉄道駅のさらなるバリアフリー化やホームドアの整備促進について調査研究し、必要に応じ、鉄道事業者等への要請活動の検討を行います。

6 開催実績

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和6年7月25日	東村山市役所 本庁舎 6階601会議室	(1) 令和5年度の活動報告について (2) 令和6年度の付託事項及び活動予定について (3) 各市の進捗状況について ・事業化路線（都施行・市施行・その他）について ・連続立体交差事業の促進に向けた取り組みについて ・鉄道利便性向上について (4) その他 ・連続立体交差事業現場視察について
第2回	令和6年11月8日	西武鉄道連続立体交差化事務所 東村山駅付近連続立体交差事業現場	(1) 連続立体交差事業説明及び東村山駅周辺まちづくり説明 (2) 連続立体交差事業現場視察 (3) 質疑応答 (4) その他
第3回	令和7年2月17日	東村山市役所 本庁舎 6階602会議室	(1) 連続立体交差事業の促進に向けた取組について (2) 事業化路線（都施行・市施行・その他）の進捗状況等について (3) 鉄道利便性の向上に向けた取組について (4) 令和6年度活動報告書及び令和7年度付託事項について

(3) 緑化専門委員会

令和7年3月31日

緑化専門委員会の活動報告について（令和6年度）

はじめに

緑化専門委員会では、多摩六都広域連携プランのもとに、個性ある圏域の緑化づくり推進を図るべく、圏域各市で行っている緑化行政についての情報交換や圏域の水辺環境と緑に対する保全意識の醸成を高める事を目的に、圏域住民を対象とした「水と緑ウォッチングウォーク」の開催に向けた検討などを行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

- (1) 緑・水辺環境に対する保全意識の醸成について
- (2) 公園緑地等における公民連携や市民参加・協働による取組の推進

2 検討結果

(1) 緑・水辺環境に対する保全意識の醸成について

圏域内の身近なみどりに触れ、その重要性の再認識と、一層のみどりの保護と緑化推進意識の向上を図るために「水と緑ウォッチングウォーク」を下記のとおり開催しました。

また、協議会ニュース2面多摩六都フェア「水と緑ウォッチングウォーク」の原稿作成に協力しました。

● 第22回 水と緑ウォッチングウォーク

委員長市である東村山市の北西部を中心に、東村山市の代表的なみどりの核となる「北山公園」や「せせらぎの郷多摩湖緑地」、新規事業予定地である「都市計画緑地 薬師山緑地」などの公園・緑地と、みどりをつなぐ水辺の軸となる「北川」沿い、地域の歴史を学ぶことができる「八国山たいけんの里」といった施設を巡りました。

ウォーキング中は、職員から各拠点の説明を行うなど、みどりの保全意識への啓発を行いました。

実施日 令和6年10月12日(土)

コース 東村山駅(西口) → 弁天池公園 → 北山公園 → 八国山たいけんの里 → 都立八国山緑地 → 下宅部遺跡はっけんのもり → 多摩湖町1丁目第1仲よし広場 → 都市計画緑地「薬師山緑地」 → 廻田緑道 → せせらぎの郷多摩湖緑地 → 都立狭山公園 → 多摩湖 → 多摩湖駅

参加者 80名(欠席20名)



都市計画緑地「せせらぎの郷 多摩湖緑地」について説明を受ける様子



廻田緑道から東村山市の北西部を臨む様子

● 協議会ニュース 2面多摩六都フェア「水と緑ウォッチングウォーク」原稿作成への協力
2面

September.2024 No.35

多摩六都フェア

文化 スポーツ 緑の保全 青少年

水と緑ウォッチングウォーク 10月12日(出) **無料**

圏域5市の皆さんの貴重な財産である、水と緑の豊かな自然を体験します。自然をいつくしむ心を育み、緑地や水辺環境の再発見をしてみませんか。
(応募方法) 9月2日(月)から9月20日(金) 必着まで

①申込みフォーム
②往復はがき又は電子メール
参加希望者全員の住所・氏名・生年月日・電話番号を、上記いずれかの方法で、問い合わせ先へ送ってください。

コース：①西武新宿線 東村山駅(西口)〈集合〉⇒②北山公園⇒③八国山たいげんの里⇒④下宅部遺跡はっけんのもり⇒⑤多摩湖⇒⑥多摩湖駅〈解散〉 約6.0km
※コースは予定です。主なポイントのみを記載しております。
時 間：午前9時～正午(予定)※雨天決行(台風等の場合は中止)
定 員：100名
※定員を超えた場合は抽選。9月27日頃までに結果・詳細を通知します。
問合せ・送付先：〒189-8501東村山市本町一丁目2番地3
東村山市まちづくり部みどり公園課 TEL 042-393-5111代(内線) 3770
midori@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

水と緑ウォッチングウォーク
たまるくとグリーンウォーキング

無料

昨年夏の様子(玉川上水 上水小橋)

多摩六都フェア「水と緑ウォッチングウォーク」の広報を作成しました。

(2) 公園緑地等における公民連携や市民参加・協働による取組の推進

公園緑地等の整備・管理運営における、指定管理者制度や Park-PFI などの公民連携の取組の推進として、一般社団法人公園財団 常務理事 町田誠氏をお迎えし、「持続可能な公園の PPP 展開と公園起点のまちづくり戦略について」ご講演をいただきました。公民連携・公共空間を活用した最新の動向や、全国各地における Park-PFI の多様な事例の紹介、また、公園管理における指定管理者制度の現状や将来に向けた可能性についてご教示いただきました。公園を「エリアマネジメント」の出発点として、公園単体ではなく、公園が起点となり、公民連携で取り組みながら各地域の価値向上や生活の豊かさにつながるといったお話をいただき、公園緑地の可能性と存在価値を改めて確認することができました。

また、各市における、公民連携や市民参加・活動による取り組みについて、情報交換を行いました。

指定管理者制度や Park-PFI などの公民連携の取り組みとして、東村山市からは、重点化を図るべき公園として位置付けている菽山公園について、令和 6 年度から公園整備工事と併せて Park-PFI の建築物の整備工事が着手され、R7 年 4 月(予定)に公園の一部供用開始に合わせて、Park-PFI 事業が開始される予定であることが報告されました。また、東村山市で令和 4 年 7 月より市内全域を対象として開始した指定管理者制度について、市民と協働でイベントを開催するといった市民協働事業の実施を含め、樹木管理、施設管理等の市内公園の管理運営が順調に進んでいるという報告がされました。小平市からは、市南西部地域の 94 公園と中央公園内にある市民総合体育館、グラウンド、テニスコートの他、市南西部地域にある体育施設、ふれあい下水道館という目的の異なる複数の施設、全 101 施設を一括して指定管理の対象として公募を実施し、加えて約 1.3ha の鷹の台公園の新規整備と中央公園グラウンドの改修について、Park-PFI 事業の公募を実施したという報告がされました。

市民参加の取組として、東久留米市からは、竹林公園のバリアフリー化に向けて、子ども子育て世帯から意見を伺いながら、再整備を行う事業を今後実施していくと報告がありました。また、東京都のこども未来アクションに基づく子供の遊び場等整備事業補助を活用し、市内の子供の広場や公園でボール遊びができるように整備するとともに、地域の子供やその保護者の方とワークショップを通じて、整備内容を検討しているとの報告もありました。

このほか、各市の補助金の活用等に関する情報共有を行い、今後の取組の参考としました。

3 都市計画公園・緑地（優先整備区域）の整備促進について（現況）

「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」（以下、「整備方針」という。）において、令和11年度までの10年間で優先的に整備する公園・緑地を定めています。

○重点化を図るべき公園・緑地

：機能と役割及びネットワークの形成の観点から選定

○優先整備区域（圏域内：都4か所、市9か所）

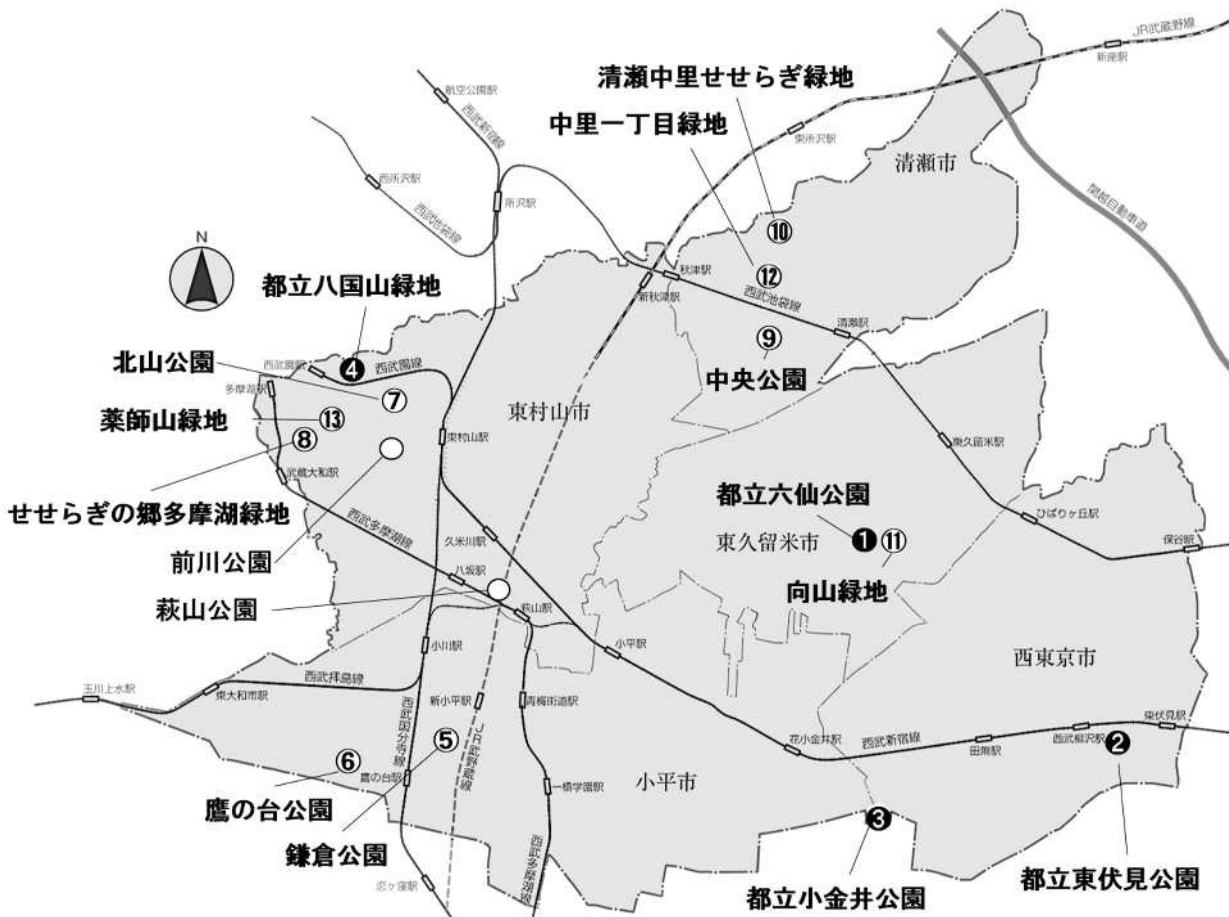
：重点化を図るべき公園・緑地から、区域の重要性和整備効果の面から総合的に評価し設定

※このほか、新たに都市計画として定める公園・緑地の区域において、計画期間内に事業着手する区域は、一定の条件を満たすことにより優先整備区域として拡大することとしています。

多摩六都広域連携プランでは、圏域におけるみどりの創出の観点から、「優先整備区域」の進捗状況について5市で情報共有するとともに、東京都の動向を注視し、都事業の着実な実施を、連携して要請していくとしています。

緑化専門委員会では、優先整備区域の進捗や都市計画公園・緑地の指定を目指す箇所（生産緑地等）の情報共有を行いました。以下に、優先整備区域を都事業と市事業に区分して示します。

◆優先整備区域（重点公園・緑地） 位置図



※ 優先整備区域 ①：都事業、⑤：市事業
重点化を図るべき公園・緑地：○（市事業）

◆都事業

全域が圏域内にある3か所の重点公園・緑地について、東京都建設局西部公園緑地事務所に、次のとおり進捗を確認しました。

(単位：ha)

重点公園・緑地	優先整備区域			公園の開園状況		都市計画 決定面積	事業認可 面積	種別
	所在市	面積	設定時期	現在の 面積	当初開園			
① 六仙公園	東久留米市	9.99	R2.7月	6.82	H18.4月	15.0	11.90	総合
② 東伏見公園	西東京市	9.09	R2.7月	5.25	H25.4月	13.7	9.76	総合
③ 小金井公園	武蔵野市 小金井市 西東京市	5.17	R2.7月	80.49	S29.1月	146.9	92.16	広域
④ 八国山緑地	東村山市	0.72	R2.7月	37.17	H2.6月	39.2	39.20	緑地

「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」、「事業概要令和6年版（東京都西部公園緑地事務所）」から作成
 なお、開園状況の「現在の面積」は、令和6年12月1日時点（東京都西部公園緑地事務所）

◆市事業

令和2年7月の整備方針改定後に、優先整備区域として、⑩から⑬の計4か所が追加されたことから、9か所の重点公園・緑地について、次のとおり進捗を確認しました。

(単位：ha)

重点公園・緑地	市	優先整備区域		公園の開園状況		都市計画 決定面積	事業認可 面積	種別
		面積	設定時期	現在の 面積	当初開園			
⑤ 鎌倉公園	小平市	1.66	R2.7月	0.16	S62.8月	2.9	2.00	近隣
⑥ 鷹の台公園	小平市	1.29	R2.7月	0.02	H13.6月	1.9	1.29	近隣
⑦ 北山公園	東村山市	1.54	R2.7月	2.90	S59.4月	5.3	4.50	総合
⑧ せせらぎの郷 多摩湖緑地	東村山市	0.21	R2.7月	1.42	H31.4月	1.5	1.32	緑地
⑨ 中央公園	清瀬市	1.73	R5.12月 (※4)	1.60	S45.4月	1.7	1.73	近隣
⑩ 清瀬中里せせらぎ 緑地(※1)	清瀬市	0.72	R2.8月	1.23	H12.9月	1.5	0.72	緑地
⑪ 向山緑地(※2)	東久留米市	0.58	R3.3月	0.39	S63.3月	0.8	0.84	緑地
⑫ 中里一丁目緑地(※3)	清瀬市	0.83	R3.4月	1.12	H21.4月	1.3	0.27	緑地
⑬ 薬師山緑地	東村山市	1.05	R5.9月	0	-	1.1	1.05	緑地

優先整備区域：「都市計画公園・緑地の整備方針（令和2年7月改定）」、公園の開園状況：「公園調書（令和6年4月1日現在）」、各市資料から作成

※1:開園状況は、清瀬せせらぎ公園 ※2:開園状況は、向山緑地公園 ※3:開園状況は、中里一丁目緑地公園 ※4:区域の拡大

【令和6年度の主な取組状況】

鎌倉公園（小平市）

- ・第二期事業認可取得に向けた測量を実施した。
- ・約0.03haの用地を取得した。

鷹の台公園（小平市）

- ・令和3年度から令和4年度に実施した鷹の台公園のあり方調査検討等を基に、「鷹の台公園整備事業の基本的な方針」を令和5年6月に公表した。
- ・ワークショップ及び予定地活用イベント、パブリックコメント等を行い、「鷹の台公園整備基本計画」を策定した。
- ・小平都市計画公園事業が令和6年8月に東京都より認可された。
- ・令和6年9月にPark-PFI事業の事業者を選定し、12月に公募設置等計画を認定した。

北山公園（東村山市）

- ・令和5年度に取りまとめた北山公園整備基本設計を基に、整備計画意見交換会等を実施し、地域住民の公園に対する意見や要望、課題等を整理し、実施設計を取りまとめた。
- ・用地取得に向けて、地権者との交渉を進めている。

せせらぎの郷多摩湖緑地（東村山市）

- ・令和5年度に取りまとめた実施設計を基に、令和7年度に緑地内にトイレを設置する予定としている。

薬師山緑地（東村山市）

- ・令和6年度に公有地化に向けた土地鑑定及び補償料の算出を行った。

中央公園（清瀬市）

- ・令和6年8月に着工し、令和8年10月のフルオープンを目指している。

清瀬中里せせらぎ緑地（清瀬市）令和2年8月追加

- ・令和5年度に約0.25haの用地を取得した。
- ・令和7年度以降の整備に向けて、地域の自然保護団体と協議・調整を進めている。

向山緑地（東久留米市）令和3年3月追加

- ・令和7年度の整備に向け、関係地域団体と協議・調整の上、令和6年度は実施設計を取りまとめた。

中里一丁目緑地（清瀬市）令和3年4月追加

- ・緑地の一部（約0.1ha）の整備を進めている。

前川公園（東村山市）※重点化を図るべき公園・緑地

- ・令和5年に取りまとめた基本設計を基に、公園整備工事に向けた実施設計を取りまとめた。
- ・土地開発公社で先行取得していた用地（約1.2ha）の一部を市で買戻しを行った。

萩山公園（東村山市）※重点化を図るべき公園・緑地

- ・令和6年・令和7年の2箇年で公園整備工事（約0.59ha）を進めており、令和7年4月にPark-PFI事業の開始に合わせて一部をオープン、令和7年度中にはフルオープンを目指している。

4 今後の計画

◆都市計画公園・緑地の整備に向けた取組

東京都・特別区・市町合同で策定した方針（緑確保の総合的な方針、都市計画公園・緑地の整備方針）に基づく圏域内の進捗状況等について、5市で情報共有・研究を進める。

◆魅力ある公園づくりに向けた取組

指定管理者制度など民間活力を活用した公園緑地の維持管理など、圏域の特色を活かした公園づくりについて、5市で情報共有・研究を進める。

◆みどりの保全の推進

水と緑ウォッチングウォーク等のイベントにより、身近なみどりの重要性の再認識と、一層のみどりの保全と緑化推進意識の向上を図る取組を行う。

◆都市農地の保全の推進

特定生産緑地制度の活用など、生産緑地の維持・保全に向けた取り組みについて、5市で情報共有・研究を進める。

5 開催実績

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和6年5月21日	東村山市役所 6階602会議室	(1) 協議会に関する報告事項 (2) 令和6年度付託事項に関する検討について
-	令和6年7月12日	東村山市役所 いきいきプラザ 3階 マルチメディア ホール	「公園緑地等における公民連携や市民参加・協働による取組の推進」に関するセミナー 「持続可能な公園のPPP展開と公園起点のまちづくり戦略について」
第2回	令和6年11月11日	東村山市役所 6階602会議室	(1) 第22回水と緑ウォッチングウォークの報告 (2) 令和10年度以降の水と緑のウォッチングウォークの担当市輪番表について (3) 第五次多摩北部都市広域行政圏計画について (4) 水と緑ウォッチングウォークのこれからのあり方について (5) 活動報告等の記載について (6) 公園緑地等における公民連携や市民参加・協働による取組等について
第3回	令和7年1月29日	東村山市役所 5階501会議室	(1) 令和7年度取組 (2) 令和6年度活動報告

(4) 生涯スポーツ専門委員会

令和7年3月31日

生涯スポーツ専門委員会の活動報告について（令和6年度）

はじめに

生涯スポーツ専門委員会は、多摩六都広域連携プランに基づき、スポーツ振興に係る広域的施策について、付託された事項について取り組みましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

(1) 多摩六都スポーツ大会の開催

圏域内の市民相互の交流を図るため、令和6年度の多摩六都スポーツ大会では、誰もが気軽に楽しめる「地域をウォーキングしながらごみ拾いする」事業を実施していく方向としました。東久留米市を大会の主管とし、運営体制等について検討を行いました。

(2) 多摩六都スポーツ大会の実施内容の検討

令和7年度に行う多摩六都スポーツ大会の担当市や実施種目等について検討を行いました。

(3) 圏域スポーツイベントの研究

既存の各市のスポーツイベントに当該市民のみならず圏域住民も継続して参加いただけるよう、参加を促す方法等について、引き続き検討を行いました。

2 検討結果

(1) 「多摩六都スポーツ大会 たまろくとクリーンウォーキング」の開催について

専門委員会において具体的な検討や準備を進め、次のとおり開催しました。

<大会の概要>

① 開催の目的

地域をウォーキングしながらごみ拾いし、参加者の交流とともに自身の健康増進と地域の美化を図るとともに、圏域の魅力を発見し興味関心を高め、圏域住民同士の親睦と連携を深めることを目的とします。

② 大会概要

主催：多摩北部都市広域行政圏協議会（小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市）

主管：東久留米市

開催場所：西武池袋線東久留米駅東口、西口から各ルートを歩いて西口中央公園までのコース

開催日時：令和6年10月26日（土）午前9時30分から正午まで

役割分担：実行委員長：東村山市市民スポーツ課長、副実行委員長：他4市の課長

実行委員：各市・協議会事務局の担当者

内容：参加者は、東久留米駅東口、西口の2ヶ所に分かれ、西口中央公園を目指し駅周辺や途中の道をごみ拾いしながらウォーキングする。

西口中央公園へ集合し、ごみの分別と計量を行い、全員で成果発表と閉会式を行う。

参加対象：どなたでも可（小学生以下の者が申し込む場合は大人の保護者1人の同伴が必要）

参加定員：東久留米駅東口、西口出発 各30人 計60人

事務の効率化を図るため、LoGo フォームを活用し参加者募集を実施した。

記念品：多摩六都構成市の各キャラクターがプリントされたミニタオルを配布した。

その他：大会にゲーム性を持たせるとともにまちの魅力を知らせてもらうため、「まち歩き・ごみ拾いビンゴカード」を作成し配布した。各ルートと途中にあるブラックジャック像などのランドマークや拾ったごみに応じてカードに丸をつけてもらい、ビンゴが揃った方にはゴール地点で景品を進呈した。

各ルートの開始式には東久留米市長が出席した。また、開催中の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」PRのため、チラシなどを配布した。

大会と同時間にFMラジオ局「TOKYO854 くるめら」にて「たまろくとクリーンウォーキング LIVE ラジオ」を放送し、事業概要や参加者のインタビュー、協議会や圏域各市のイベント情報の周知などを行った。



まち歩き・ごみ拾い
ビンゴカード



ミニタオル

<参加状況および成果>

○参加状況

東久留米駅東口出発（黒目川コース）

4組6人参加…全て各市在住者（LoGo フォームによる申込み3件、窓口での申込み1件）

内訳：小平市1組2人・清瀬市1組1人・西東京市2組3人

拾ったごみの総重量 約3,170g（主なごみの内容…缶、燃やすごみ等）

参加者一人当たり 約528g

東久留米駅西口出発（落合川コース）

6組7人参加…全て各市在住者（LoGo フォームによる申込み5件、窓口での申込み1件）

内訳：東村山市2組2人・清瀬市1組2人・東久留米市3組3人

拾ったごみの総重量 約2,120g（主なごみの内容…缶、燃やすごみ等）

参加者一人当たり 約303g

○成果

体力や運動の得手不得手に関わらずどなたでも参加できる大会内容としたことで、子どもから年配の方まで幅広い世代が参加し、交流しながらごみ拾いウォーキングをすることができました。

ビンゴカードにより、ウォーキングコースとなった東久留米市のまちや拾ったごみについての興味関心が促進され、開催目的を達成する一助となりました。

天候の影響が当日の参加者が想定より少なく残念でしたが、地域の美化についての意識が高まる機会となりました。



幅広い世代の方が参加し、交流することができました。

(2) 多摩六都スポーツ大会の実施内容の検討

①令和7年度の実施内容について

前年度に決定したとおり、令和7年度は東村山市が主管となります。

東村山市より、令和7年度は新たなスポーツの可能性を探ることを検討したなかで、「スポーツDX」をテーマとしたイベントを実施する提案があり、5市の賛同を経て決定しました。東村山市を会場として、圏域の幅広い世代が参加できる多摩六都スポーツ大会として実施します。

②令和8年度以降の競技種目の決定方法について

圏域住民がスポーツに親しみ広く交流する場であるという多摩六都スポーツ大会の趣旨を踏まえ、圏域住民にとって魅力ある種目を基本に実施内容を検討し、5市で協議のうえ担当市の意向を尊重する決定方法を引き続き採用します。

(3) 圏域スポーツイベントの研究

既存の各市のスポーツイベントに、当該市民だけでなく圏域住民も参加できるよう、昨年度、協議会Webサイトに圏域スポーツイベントのページを新設して、各市のイベントを集約して掲載しました。本年度は、内容を精査して更新するとともに、協議会ニュースでも、スポーツイベント情報と相互利用を行っている屋内施設の情報を広報しました。

3 今後の計画

令和8年度以降も、圏域住民がスポーツに親しみ、交流する「多摩六都スポーツ大会」を継続していくため、魅力ある種目や効果的・効率的な運営を検討します。

スポーツ施設の相互利用については、各施設の利用状況を把握し5市で情報共有するとともに、利用状況を分析のうえ課題の抽出を行い、利用者の利便性向上に向けた対応策を引き続き検討していきます。

4 開催実績

(1) 専門委員会

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和6年6月27日	東村山市 中央公民館	(1) 令和6年度専門委員会への付託事項について (2) 令和6年度多摩六都スポーツ大会について
第2回	令和6年10月9日	TAC 東村山 スポーツ センター	(1) たまろくとクリーンウォーキング詳細
第3回	令和7年2月6日	TAC 東村山 スポーツ センター	(1) 令和6年度の活動報告について (2) 令和7年度多摩六都スポーツ大会について (3) 令和7年度以降の検討事項について

(5) 産業・観光振興専門委員会

令和7年3月31日

産業・観光振興専門委員会の活動報告について（令和6年度）

はじめに

本専門委員会は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催決定を受け、圏域における各市の観光資源等を活用し、圏域の魅力をより一層高めることを目的に、平成26年度より設置されたものです。

令和3年3月に策定された「第四次多摩北部都市広域行政圏計画・多摩六都広域連携プラン」の中で、「人をひきつけ街がにぎわう多摩六都」を掲げ、「多摩六都の産業・観光の魅力向上」と「情報発信の強化」を目指して取り組んでおります。これにより、本専門委員会では、圏域の産業・観光等の魅力を発信するべく、圏域各市における地域資源の抽出を行うことなどにより、圏域を一つの地域と捉え、圏域内外に対しての情報発信やPR方法などについて、検討を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

圏域内の地域資源の活用及び他団体との連携による、圏域の魅力の創出や発信に関する施策の検討について

東京2020大会開催を見据え、平成29年に東京都商工会連合会（以下「連合会」という。）を主体とした「多摩観光推進協議会（以下「推進協議会」という。）」が設置されました。推進協議会は、多摩地域内における旅行者誘致促進の5か年事業計画（平成29年度～令和3年度）のひとつとして「多摩を巡る観光資源の発掘・観光ルート開発」に取り組んでおり、多摩北部地域では、本専門委員会が協力し、平成30年度から令和5年度までの毎年、回遊性イベントを開催してきました。

令和6年度においては例年行っている回遊性イベントの開催に加え、多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し、圏域5市のエリアマップや観光スポットを記載した観光冊子「たまろくとMini Trip」を作成し、成果物を各市設置・配架を行い、手に届く形での観光資源として活用しております。このほか、多摩北部広域行政圏協議会のホームページの観光情報のアップデートや令和7・8年度の観光情報発信における動画制作に向けて、構成市と事務局で連携し、動画のコンセプトなどの検討や仕様書の作成などを進めました。

2 検討結果

(1) 北多摩TOKYOアニメスタンプラリーの事業実施について

令和2年度より実施している「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」の第5弾を実施しました。

令和6年度も、オリジナルキャラクターの作成やイベントチラシの配架などにおいて西武鉄道にも一部協力いただきました。今年度は、スタンプラリーを行いながら謎解き要素を加え、2つの楽しみ方ができるような仕組みづくりを行い、スタンプラリーはデジタルで、謎解きは紙での開催をしました。謎解きのレベル設定については、小学校1～3年生程度を想定した難易度とすることで、ファミリー層が家族で楽しむことを目指しました。当該イベントのプロモーションについては、例年同様、各市で開催されたイベントにおけるブース設置やJ:COMチャンネルでの放送のほか、エリア内の小学校（1～3年生、計17,904名）に対して謎解き地図（イベントチラシ）の配布を行いました。その他、新たに様々な取り組みを行った結果、イベント終了時点でアプリケーショングループへの登録者が714名（昨年：519名）、すべての施設で押されたスタンプ数は総計で6,549回（昨年：6,119回）と昨年度終了時点での人数・回数を大きく上回る結果となりました。

また、当イベントについてはデジタルスタンプラリーや謎解きだけでなく、様々な楽しみ方のできるイベントとなっています。例えば、スポットの設定を飲食店・小売店を対象施設としたり、景品に地域の特産品や施設の招待券を設定したりと、市内産業を盛り上げるきっかけづくりのイベントにもなりました。

(2) 事業実施に係る推進協議会への事業協力について

「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」を実施するにあたり、スタンプスポットの調整及び情報提供やオリジナルキャラクター制作にあたる校正確認等の事業協力を行いました。

また、広報活動として、各市の市報掲載（9月15日・20日・10月1日号）及びホームページへの掲載や、広域行政圏協議会ニュース（9月1日発行）、ホームページ「たまろくナビ」への掲載、イベント開始前のジェイコムでのCM告知、イベント会場でのPRなど、事業の周知を行いました。加えて、委員長が代表してプレスリリース（9月1日）を行いました。

事業周知（例：チラシ）

北多摩 TOKYO アニメスタンプラリー
2つの冒険に挑戦!

2024 10.1(火) - 11.30(土)

アプリでスタンプをゲット
謎解き宝探し-北多摩の謎

交換所でもらえる景品
ミッションを達成して豪華景品をゲットしよう!

応募して抽選でもらえる豪華景品

【主催】東京都商工会連合会 多摩観光推進協議会【共催】小平商工会、東村山市商工会、清瀬商工会、東久留米市商工会、西東京商工会
【協力】多摩北部都市広域行政圏協議会（小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市）、西武鉄道株式会社
【お問い合わせ】「TAMAはるくと巡礼物語!」事務局 ※ホームページのお問い合わせフォームより24時間受付しております。
【企画実施】(株)ジェイコム東京

(3) 実施事業の振り返りと実績について

圏域での回遊イベントは、平成30年度・令和元年度のカードラリー、令和2年度から本年度まではアニメスタンプラリーと計7回を実施してきました。本年度は、10月1日から11月30日まで、予定通り実施しました。

アプリスタンプラリー参加者数は714名と前年度に比べ195名、約37.6%の増、スタンプが押された数は6,549回で前年度に比べ430回、7%の増、いずれも増加傾向にあります。

公式ホームページへのアクセス数は合計12,733ページビューで、対前年度比11.3%の増でした。

昨年からの変更点として、昨年度の実施後アンケートにおける意見を踏まえて、スタンプラリーと合わせて謎解き要素を取り入れ、参加者がより楽しむことのできる仕掛けづくりを行いました。また設定スポットに飲食を楽しむことのできる施設を昨年度よりも取り入れたこともあり、家族で楽しむことのできるイベントだったの声が多く挙げられました。

同時に、店舗の営業時間帯や設置場所の関係からスタンプが押せない、アクセスできないといった意見がありました。また移動に関しての不便さに関する声もいくつかあげられました。長距離での移動や駅改札内におけるスタンプの設置についてアンケートにて意見があったことから、参加者の移動手段における調査と対応や設置場所の見直しについて改善する必要があります。

スタンプスポット事業者からは、良かった点として、普段なかなか来ない年齢層の方がイベントをきっかけに来場してくださったなど、認知が広がったことに対する喜びの声があげられました。またデジタルのみの開催としたことで設置事業者からは負担なかったとの意見の一方で、参加者が昨年度よりも少なかったため紙媒体での開催もよいのではないかとの声も挙げられました。

開催実績及びいただいた意見を踏まえ、今後の企画の検討に生かしてまいります。

北多摩TOKYOアニメスタンプラリー実績

項目	実績	(令和5年度)
実施期間	令和6年10月1日(火)から同年11月30日(土) 61日間	令和5年10月1日(日)から同年11月30日(木) 61日間
スタンプ設置箇所	28か所：公共施設8、民間13、社寺4、駅3	28か所：公共施設12、民間8、社寺5、駅3 (リアルスタンプ併設10)
等身大パネル設置箇所(声優ボイス実施箇所)	5か所	11か所
オリジナル御朱印 実施箇所	—	5か所
参加実績 アプリスタンプラリー(グループの登録数)	714名	519名
スタンプが押された数	6,549回	6,119回
アプリミッション(スタンプ5種以上)	288個	—
アプリミッション(スタンプ10種以上)	266個	430個
謎解き対象箇所	6箇所	—
謎解きミッション(1か所クリア)	809個	—
スタンプラリー28か所・謎解き最終謎クリア	配布631件 応募383件	—
ミッションクリア賞	条件：スタンプラリー5か所以上、謎解き1問のうちいずれかもしくは両方をクリア 応募520件 (Web281、ハガキ239)	条件：スタンプ10種以上 応募364件 (Web226、ハガキ138)
公式ホームページアクセス数	12,733ページビュー	11,445ページビュー
ユーザー数	3,434名	4,040名
新規ユーザー数(過去2年間閲覧履歴なし)	2,974名	3,056名
声優ボイスアクセス数(QRコード読み込み数)	413件	1,084件

<分析> ミッションクリア賞に520件、コンプリート賞に383件の応募があった。(応募者アンケートあり)

スタンプラリー 5か所クリア賞の応募者(応募はがき又はWebフォーム)

○居住地別：5市が76.6%(小平市13%、東村山市13%、清瀬市8.6%、東久留米市18.5%、西東京市23.5%)、5市以外の多摩地域13%、23区2.5%、都外8%の参加率だった。5市の割合は前年度87%から減少方向となった。

○年代別：0~9歳7.4%、10代10.4%、20代4.3%、30代7.4%、40代25.8%、50代24.5%、60代以上20.2%であった。前年度は0~9歳9%、10代7%、20代4%、30代8%、40代21%、50代19%、60代以上

32%で、10代の割合が増加、30代以上の割合が減少、特に60代以上は大きく減少した。

○性別：男性が50.9%、女性が49.1%の参加率で、男性が上昇した（前年度：男性44%、女性56%）。

○参加について：「大変満足」と「満足」で8割を超えたが、前年度より「少し不満」と「不満」の割合が増えた。

○参加理由（複数回答）：「ホームページ」からが多く、昨年度最も多かった「昨年参加」が大幅に減った。

○次回の参加：次回も参加したいが9割を超え、ポジティブな反応が大多数となった。

○移動手段（複数回答）：前は自転車が多かったが、今回は徒歩が最も多かった。次いで、電車、自転車、その他、自家用車、バス、自家用バイクと続いた。

○感想（複数回答）：北多摩の魅力を知ることが出来た、近隣観光に魅力を感じた、地元の魅力を再確認できた、街歩きが健康につながったといった感想が多く聞かれた。

謎解き1問クリア賞の応募者（応募はがき又はWebフォーム）

○居住地別：5市が82.1%（小平市21.2%、東村山市14%、清瀬市8.4%、東久留米市16.2%、西東京市22.3%）、5市以外の多摩地域9.8%、23区2.5%、都外5.6%の参加率だった。スタンプラリーに比べ、5市の参加者が多かった。

○年代別：0～9歳28.8%、10代10.3%、20代3.4%、30代10.3%、40代20.2%、50代12.8%、60代以上14.2%であった。新しいコンテンツの影響によりファミリー層の参加が増加したことによる影響がうかがえる。

○性別：男性が47.2%、女性が52.8%の参加率となった。

○参加について：「大変満足」と「満足」で9割を超えた。

○参加理由（複数回答）：「チラシ・ポスター」をきっかけとした参加が最も多く、各市小学校におけるパンフレットの配布の効果がうかがえる。

○次回の参加：次回も参加したいが9割を超え、ポジティブな反応が大多数となった。

○移動手段（複数回答）：徒歩が最も多く、次いで自転車、バス、自家用車、電車、自家用バイクと続いた。

○感想（複数回答）：地元の魅力を再確認できた、北多摩の魅力を知ることができた、施設を楽しんだといった感想が多く聞かれた。

コンプリート賞の応募者（スタンプラリー28か所コンプリート・謎解き最終問題回答）

応募件数は、383件であった。スタンプラリーと謎解き合わせての集計データのため、単純比較はできないものの、前年度90件（スタンプラリーのみ）から、大幅な増となった。

居住地別では、5市が79.8%（小平市15.7%、東村山市13.6%、清瀬市8.4%、東久留米市19.1%、西東京市23%）、5市以外の多摩地域8.9%、23区3.4%、都外7.9%の参加率となった。5市が減となり、他の居住地がすべて増となったが、特に都外が大きく上昇した。（前年度は5市86%、都外3%）

年代別では、0～9歳28.3%、10代13.1%、20代3.1%、30代8.4%、40代18.3%、50代13.9%、60代以上14.9%であった。スタンプラリーのみだった前年に比べ、30代以下は増、40代以上は減という傾向が見られた。

性別では、男性が50.8%、女性が49.2%の割合で、ほぼ横ばいとなっている（前年度：男性49%、女性51%）。

応募者属性の総括

応募者の居住地は、コンプリート賞で5市以外の割合が、前年度に続き上昇しており、圏域外にも浸透していると考えられる。

今回、謎解き1問クリア賞やコンプリート賞において、0～9歳の応募が多かったが、謎解きを実施したことや、圏域内全小学校での謎解き地図の配布したことが大きかったと考えられる。また、子どもだけの回遊が難しいことから、ファミリー層での参加の増えたことがうかがえる。全体的な参加者は昨年度比で増加傾向にあり、イベントにおけるプロモーションは一定の効果があつたことが見受けられる。

ホームページへのアクセス

全体で61%のアクセスエリアが特定できる。これによると北多摩5市16%、23区20%、多摩地域4%と東京都内からのアクセスが4割を占めた。行政区内のアクセスエリアについては1位新宿区、2位西東京市、3位東村山市と、5市は10位以内にランクインしている一方で、最も多かったのは新宿区からのアクセスであった。また10位圏内には、渋谷区、千代田区などの都心部や横浜市、大阪府などの遠方エリアからのランクインも目立つことから、声優目的の遠方ユーザーも訪問したことが想定される。

アクセス媒体については、モバイルでの閲覧が63.1%となった。トップページを除き「MAP」、「謎解き」が閲覧されているページとなった。

(4) 多摩・島しょ広域連携活動助成金事業について

令和6年度より、多摩・島しょ広域連携活動助成金による事業を開始した。本事業については、「緑あふれる多摩六都の魅力を圏域内外に浸透させ、「選ばれるまち」になる」「シビックプライドを醸成し、市民や事業者の参加による持続可能な魅力発信を実現する」を目的とし、令和6年度から令和10年度の5か年事業である。初年度である今年度は、5市・多摩観光推進協議会等による関係性の構築・体制づくりと多摩六都の魅力の発掘・発信を進める観光資源の制作を行った。観光資源については11月に冊子「たまるくとMiniTrip」を作成し、各市の観光スポットや食に関して掲載し、市内外問わず各市のもつ魅力を発信する施策を行った。これについて、各市や西武線沿線3駅などにおける配架を行っており、今後はイベント等での配布なども検討している。

来年度以降については、令和7・8年度に多摩六都の魅力をより一層発信するための動画制作、令和9・10年度には多摩六都の緑地や公園を活用したイベントの開催を目指し、事業者や関係する専門委員会等と連携し、事業を進めていき、多摩六都の魅力発信に務めていく。

3 今後の計画

東京2020大会後も、圏域が一体となった観光資源を活用する取組を行ってきました。新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行を踏まえ、新たな生活様式に即した形での交流人口増加と回遊性向上に取り組むことが求められます。そのためには圏域内各市における観光資源の抽出や市域を超えた地域ブランド普及、とりわけ最新技術を取り入れた情報発信の強化が必要です。また、事業実施に当たっては、関係団体との連携が有用であると考えられます。

このことから、次年度においても関係する団体に対し、様々な視点から事業提案を行うとともに、圏域内各市の観光資源の更なる活用、また、圏域内各市に存在する観光資源をいかに結び付け回遊性の向上に結び付けるか等、調査検討を行い、効果的な圏域の魅力の発信が必要であると考えます。

4 開催実績

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和6年 6月26日	東村山市役所 501会議室	(1) 令和6年度産業・観光振興専門委員会の活動方針 (2) 令和6年度北多摩地域イベント事業計画(案)
第2回	令和6年 7月18日	オンライン	(1) 多摩島しょ広域連携活動助成金計画について (2) 令和6年度助成金事業について(未決事項の確認等)
第3回	令和6年 11月21日	東村山市役所 第4会議室	(1) 令和6年度助成金事業について (2) 令和7年度助成金事業について
第4回	令和7年 1月16日	オンライン	(1) 令和7年度助成金事業(動画制作)について (2) 多摩・島しょ広域連携活動助成金申請(実績報告含む)について (3) その他(情報共有等)
第5回	令和7年 3月14日	オンライン	(1) 北多摩TOKYOアニメスタンプラリーについて(報告) (2) 令和6年度産業・観光振興専門委員会活動報告 (3) 令和7年度以降の多摩・島しょ広域連携活動助成金について

(6) 広域行政圏計画専門委員会

令和7年3月31日

広域行政圏計画専門委員会の活動報告について(令和6年度)

はじめに

広域行政圏計画専門委員会は、令和3年3月に策定した多摩六都広域連携プラン(第四次多摩北部都市広域行政圏計画)(令和3年度～令和7年度)に続く広域行政圏計画について、令和5年11月の第2回協議会で計画期間や計画の構成などについて検証し、圏域の現状や課題を的確に把握した上で次期プランを策定することが承認されたため、令和6年4月に構成市企画担当者を委員とする専門委員会として設置されました。

本年度における活動について、下記のとおり報告します。

記

1 検討課題

今後、人口減少と少子高齢化が急速に進展していくことが見込まれている一方で、行政ニーズや課題はますます多様化、複雑化しており、持続可能な行政サービスへの影響が見込まれます。そのような中でも限られた経営資源で変化していく課題に対応していく必要があるため、自治体間の水平連携の重要性はより高まっていくと考えられます。

そのため、構成5市が協議を重ね、課題解決にむけた情報共有や連携を進めていくためには、本協議会の枠組みを有効に利用、活用していくべきであるとの結論に至り、今後も連携・協調して施策実現を図っていく考え方に立ち、次期プラン策定に取り組みます。

2 検討結果

計画策定の基本的な考え方について、現行プランを参考に情報共有しながら検討を重ね、計画のあり方、構成等について方向を示しました。また、構成市の各所管課へ調査を実施し、その結果を踏まえ、具体的な取組について検討し、次期プランの骨格案を作成しました。

(1) 計画のあり方

- ・現行プランの考え方を継承するとともに、次期プランの内容を実情に即したものに見直します。
- ・次期プランの策定に当たっては、将来の圏域像が見えるものとし、広域連携の方向と具体的な取組が見えるものに創意工夫することとします。
- ・国、東京都の諸計画、施策などと整合が取れたものとしします。

(2) 計画の構成

- ・現行プランの5市の連携・協調の理念及び具体的取組を全て盛り込んだ一層構成を継承します。

(3) 計画の期間

- ・計画の期間は、社会経済情勢の変化を想定して令和12年度までの5年間とします。

3 今後の計画

本年3月に作成した「次期プランの骨格案」をベースに検討等を加え、11月を目途に計画案を取りまとめます。パブリックコメント等を経て協議会として意思決定していきます。

4 開催実績

(1) 専門委員会

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和6年5月15日	WEB会議	(1)次期計画の策定及びスケジュールについて (2)検討事項について
第2回	令和6年11月6日	WEB会議	(1)多摩六都広域連携プランの体系について (2)現行プランと次期プランの取組項目等について

(2) 専門部会

係長以下の職員による検討の場として専門部会を立ち上げ、計画策定に関する実務的な調査、検討を行いました。

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和6年7月31日	WEB会議	(1)一次調査結果について (2)二次調査結果について
第2回	令和6年9月5日	東村山市役所 庁議室	(1)要検討6項目について (2)継続分の検討について

3 共同事業

(1) 文化事業（多摩六都フェア）

ア 多摩六都フェア 2024 こだいら合唱団 東村山交響楽団演奏会 (小平市)

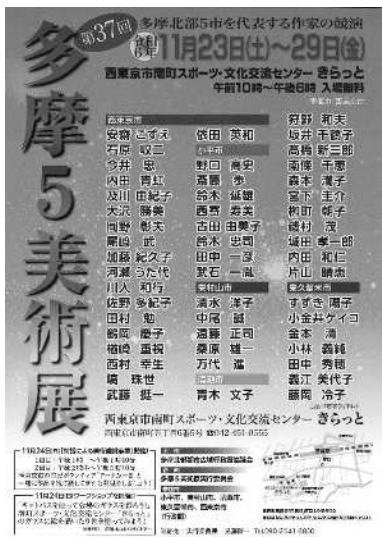
- (1) 事業名称 多摩六都フェア 2024 こだいら合唱団 東村山交響楽団演奏会
- (2) 事業内容 音楽文化豊かな多摩六都の形成のため、多摩地域を拠点に活動している市民オーケストラと共に合唱演奏会を催す。
出演する合唱団員を5市の広報紙(5月頃)等を通じて広く一般公募し、この演奏会のために「こだいら合唱団」が結成される。7月上旬の結団式以来、毎週水曜日の夜間にルネこだいらにおいて合唱指導者の指導のもとに練習を重ね、本番に臨む。
オーケストラについては、多摩六都地域を拠点に活動している「市民オーケストラ」と共に実施することとしており、毎年度、入れ替えを行い、広域的な連携を図っている。
- (3) 日 時 令和6年12月15日(日) 午後3時～午後5時
- (4) 場 所 小平市民文化会館(ルネこだいら)大ホール
- (5) 出 演 者 指揮：手塚喬之
管弦楽：東村山交響楽団 合唱：2024 こだいら合唱団
ソリスト：文屋小百合(ソプラノ)、相田麻純(メゾソプラノ)、
坂口義行(テノール)、高田智士(バリトン)
- (6) 曲 目 ベートーヴェン：交響曲第5番「運命」
ロッシーニ：スターバトマーテル
- (7) 参加状況 来場者数 787人 (令和5年度：859人)
- (8) 事業費 1,951,802円
- (9) 主 催 多摩北部都市広域行政圏協議会、(公財)小平市文化振興財団 開催市：小平市
企画運営：2024 こだいら合唱団実行委員会、東村山交響楽団



イ 多摩六都フェア 多摩5美術展(旧：多摩北部5市美術家展) (西東京市)

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第37回 多摩5美術展
- (2) 事業内容 多摩六都フェア「多摩5美術展」は、多摩北部5市を代表する著名な画家の方々の作品を、地域住民に鑑賞してもらうことにより、市域を越えた芸術家及び市民の交流を図るとともに、地域内における文化芸術の普及と還元を図ることを目的に実施している。当初は清瀬市郷土博物館で行われてきた「圏域美術家展」について、第16回(平成15年度)より多摩北部5市を巡回して開催しており、第30回(平成29年度)より「多摩北部5市美術家展」、第37回(令和6年度)より「多摩5美術展」へと改称を行った。
- 今年度は西東京市での開催で、開催の前日にはオープニングセレモニーを実施した。開催期間中、会場には多摩北部5市を代表する著名な画家の方々の作品や立体作品を展示し、様々な作風を展開した。また、関連事業として、西東京市にゆかりのあるアーティストを講師に招き、会場のガラスにキットパスを使用して絵を描く多摩5美術展ワークショップを実施したほか、対話をしながら作品を鑑賞する「対話による美術鑑賞」事業を実施した。
- 来場者からのアンケートでは、「身近な場所で作品を見られる貴重な機会だった」、「作家の個性があり、力強い作品ばかりで感銘を受けた」、「アートの裾野を広げていくという試みはとても良い」などの評価を得ることができた。
- (3) 開催月日 令和6年11月23日(土)～11月29日(金)
午前10時～午後6時
※令和6年11月22日(金)にオープニングセレモニー、11月24日(日)に関連事業として、多摩5美術展ワークショップ及び「対話による美術鑑賞」事業体験会を実施
- (4) 開催場所 西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」 2階多目的ホール
- (5) 参加状況 来場者数 936人(令和5年度：694人)(令和4年度：693人)
出品数 60点(令和5年度：32点)(令和4年度：33点)
西東京市28点、小平市8点、東村山市5点、清瀬市12点、東久留米市7点
- (6) 事業費 1,492,674円 入場料：無料
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会 開催市：西東京市
企画 多摩5美術展実行委員会

開催記録写真



ウ 多摩六都フェア ぴゅあ あーと展（東久留米市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第17回 ぴゅあ あーと展
- (2) 事業内容 圏域5市が連携して、障がいのある人の作品展を開催することにより、その芸術・文化活動を推進するとともに、圏域市民の理解を深めることを目的として、平成18年度から事業を開始し、今年度で17回目を迎える。（令和2年度、3年度は中止）
圏域に居住、通勤し、障がいのある人の芸術・文化活動の推進に関心のある有志が実行委員会を立ち上げ、企画運営している。また、選考会及び作品展の会場設営や後片付けには、圏域5市の福祉作業所職員、手をつなぐ親の会の皆さんが応援スタッフとして、ボランティアで参加している。
ぴゅあ あーと展は、選考会で専門家に選出された作品（絵画・陶芸・彫刻・オブジェ・書道・その他）が展示されることから、同展に入選することが制作者の目標となり、日々のモチベーションアップにもつながっている。
今年度は、作品とその制作者を開催初日のオープニングセレモニーで紹介した。
- (3) 開催月日 令和7年2月12日(水) 午後5時～午後7時
令和7年2月13日(木) 午前10時～午後6時
令和7年2月14日(金) 午前10時～午後5時
- (4) 開催場所 東久留米市市民プラザホール、屋内ひろば
- (5) 参加状況 展示作品96点（令和5年度：88点）、応募作品287点（令和5年度：313点）
来場人数662人（令和5年度：840人）
- (6) 事業費 800,000円 入場料：無料
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会 開催市：東久留米市（企画調整課）
運営 多摩六都フェア ぴゅあ あーと展実行委員会
実行委員：小平市／あさやけ作業所、あさやけ第二作業所
東村山市／久米川共同作業所 清瀬市／工房わかば
東久留米市／東久留米市手をつなぐ親の会、まあぶる、
ゆいまある南沢
事務局：のぞみの家 選考委員：武蔵野美術大学ほか
ボランティア：圏域5市福祉作業所ほか



エ 多摩六都フェア パラアート制作ワークショップ・パラアート展覧会（西東京市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア パラアート制作ワークショップ及びパラアート展覧会
- (2) 事業内容 障害の有無に関わらず、誰もが文化芸術に触れ、創造する環境づくりを促進するため、「【祭り】～アート・地域・文化が織りなす新たな集い～」をテーマに「パラアート制作ワークショップ」と「パラアート展覧会」を開催した。
- ワークショップでは圏域内に在住・在学の中学生・高校生で障害のある方を対象に参加者を募集し、9人の受講生が参加した。「【祭り】～アート・地域・文化が織りなす新たな集い～」というテーマのもと、提灯（ランタン）や屋台ゲーム、粘土を使用したお面や屋台の飲食物、絵画作品などの制作を行った。第4回では、G00 CHOKI PARの皆様を講師として呼びし、受講生と一緒に神輿と獅子舞制作を行った。また、合作の作品を制作することで、受講生同士の交流を生むことができた。
- 展覧会ではワークショップで制作した作品に加え、圏域に在住・在勤・在学の障害のある方から「【祭り】～アート・地域・文化が織りなす新たな集い～」をテーマに絵画作品を募集し、展覧会を行った。展覧会は圏域5市を順番に回って開催することで、720人以上の方にご来場いただき、作品を楽しんでいただいた。
- 展覧会に展示した作品の中から優秀作品を選定して、受賞者へ表彰状を、併せてワークショップ受講生へ修了証書の授与式を開催し、事業を終了した。
- ワークショップに参加された方々からは、「習い事として通う先が見つかりにくいいため、とても良かった」、「G00 CHOKI PARの皆さまとの講習を毎回楽しみにしている」、「今後も継続してほしい」などのお声を、展覧会で鑑賞された方々からは、「素晴らしい作品だけでなく、何を考え作られたかなど、奥深さに感動した」、「個性的なアイデアや色使い、筆遊びに見ていて楽しくなった」、「感性豊かな作品に触れて元気をもらった」などのお声をいただくことができた。
- (3) 開催月日 ワークショップ：令和6年8月24日（土）、9月7日（土）、9月14日（土）2回
全4回
※台風接近に伴い、8月31日（土）は9月14日（土）に延期して実施
- 展覧会：令和6年10月16日（水）～12月8日（日）のうち27日間
表彰式：令和6年12月8日（日）
- (4) 開催場所 ワークショップ：障害者総合支援センターフレンドリー
展覧会：清瀬市郷土博物館、東久留米市立東部地域センター、小平市中央公民館、東村山市立中央公民館、西東京市コール田無
表彰式：西東京市コール田無
- (5) 参加状況 受講生 9人、展覧会来場者数 722人、展覧会出品数 123作品、表彰式 45人
- (6) 事業費 1,578,269円
- (7) 主催 西東京市・多摩北部都市広域行政圏協議会



ワークショップ



展覧会

(2) スポーツ事業（多摩六都フェア）

多摩六都フェアスポーツ大会【たまろくとクリーンウォーキング】(東久留米市)

- (1) 事業名称 多摩六都フェア スポーツ大会 たまろくとクリーンウォーキング
- (2) 事業内容 多摩北部都市広域行政圏協議会は、市域を越えた隣接する各市が相互に連携し、共通する行政課題を効果的に解決していくことを目的としており、共同スポーツイベントの推進として、多摩六都スポーツ大会を開催している。
- 令和6年度は、参加者の交流とともに、自身の健康増進と地域の美化を図りながら圏域の魅力を発見し興味関心を高め、圏域住民同士の親睦と連携を深めることを目的に、たまろくとクリーンウォーキングを開催した。
- 参加者は、東久留米駅東口、西口の2ヶ所に分かれ、西口中央公園を目指し駅周辺や途中の道をごみ拾いしながらウォーキングした。西口中央公園へ集合し、ごみの分別と計量を行い、全員で成果発表と閉会式を行った。
- 【東久留米駅東口出発】(黒目川コース)
4組6人参加
拾ったごみの総重量 約3,170g (主なごみの内容…缶、燃やせるごみ等)
参加者一人当たり 約528g
- 【東久留米駅西口出発】(落合川コース)
6組7人参加
拾ったごみの総重量 約2,120g (主なごみの内容…缶、燃やせるごみ等)
参加者一人当たり 約303g
- (3) 日 時 令和6年10月26日(土) 午前9時30分から正午まで
- (4) 場 所 西武池袋線東久留米駅東口、西口から各ルートを歩いて西口中央公園までのコース
- (5) 参 加 13名(小平2、東村山2、清瀬3、西東京3、東久留米3)
- (6) 事 業 費 158,168円
- (7) 主 催 多摩北部都市広域行政圏協議会 主管市：東久留米市(生涯学習課)



(3) 緑の保全事業（多摩六都フェア）

多摩六都フェア 水と緑ウォッチングウォーク（東村山市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第22回 水と緑ウォッチングウォーク
- (2) 事業内容 圏域住民の貴重な財産といえる水と緑の豊かな自然を再発見し、自然を慈しむ心を育む機会として、毎年趣向を凝らしたウォーキングコースを設定して散歩する。
令和6年度は、委員長市である東村山市の北西部を中心に、東村山市の代表的なみどりの核となる「北山公園」や「せせらぎの郷多摩湖緑地」、新規事業予定地である「都市計画緑地 薬師山緑地」などの公園・緑地と、みどりをつなぐ水辺の軸となる「北川」沿い、地域の歴史を学ぶことができる「八国山たいけんの里」といった施設を巡るコースで実施した。
ウォーキング中、職員から各施設の説明を行うなど、みどり保全意識の啓発を行った。
- (3) 開催月日 令和6年10月12日(土)
- (4) 開催場所 東村山駅（西口）→ 弁天池公園 → 北山公園 → 八国山たいけんの里 → 都立八国山緑地 → 下宅部遺跡はっけんのもり → 多摩湖町1丁目第1仲よし広場 → 都市計画緑地「薬師山緑地」→ 廻田緑道 → せせらぎの郷多摩湖緑地 → 都立狭山公園 → 多摩湖 → 多摩湖駅
- (5) 参加状況 当日参加人数 80人（小平市18、東村山市17、清瀬市5、東久留米市8、西東京市20、その他12）※応募数174件（郵便28、メール4、Logoフォーム142）欠席20人
- (6) 事業費 188,054円（ポスター等作成、傷害保険等）
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会
開催市 東村山市（みどりと公園課）

■ポスター（圏域市公共施設に掲示）



■都市計画緑地「せせらぎの郷 多摩湖緑地」について説明を受ける様子



■廻田緑道から東村山市の北西部を臨む様子



(4) 青少年健全育成事業（多摩六都フェア）

ア 多摩六都フェア ヤング・ダンスフェスティバル（小平市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第18回 多摩六都ヤング・ダンスフェスティバル
- (2) 事業内容 本広域行政圏の青少年健全育成事業として、平成19年度に立ち上げた事業のひとつ。
多摩北部都市広域行政圏の高等学校の生徒を対象として、ヒップホップ、ブレイクダンス、ジャズダンス等、ジャンルを問わず、ダンス発表の場を提供するとともに、高校生の自主性を育む。また、この活動を通じて地域に高校生が活躍する場を作り、地域貢献する喜びを持たせ、活気あるまちづくりを推進することを目的とする。
本事業は、圏域の高校21校に呼びかけて参加チームを募集している。参加チームの代表者で組織される「高校生代表者会議」により企画運営（企画検討、当日の司会や受付、会場整理など）が行われ、高校生による高校生のためのイベントとして定着しており、今回は例年多くの来場者があり、多摩六都全域で盛り上がりを見せている。
今年度は昨年に引き続き、会場の混雑回避のため事前申し込みによる電子チケット制（無料）とし、申込受付開始後4日で全席の申し込みを受け付けた。また、6年ぶりに参加チーム代表者によるエンディング・ダンスを披露した。
- (3) 開催日時 令和7年2月24日(月・祝)午後1時30分から
- (4) 開催場所 小平市民文化会館（ルネこだいら）大ホール
- (5) 参加状況 13校23チーム出演者441人（令和5年度：13校25チーム出演者396人）
白梅学園高校、小平高校、小平西高校、小平南高校、錦城高校、東村山高校、東村山西高校、明治学院東村山高校、東久留米総合高校、久留米西高校、田無高校、武蔵野大学高校、日本体育大学桜華高校
- (6) 事業費 528,000円
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会（開催市：小平市）
主管 小平市教育委員会 企画運営 高校生代表者会議



イ 多摩六都フェア ヤングライブフェスティバル（東村山市）

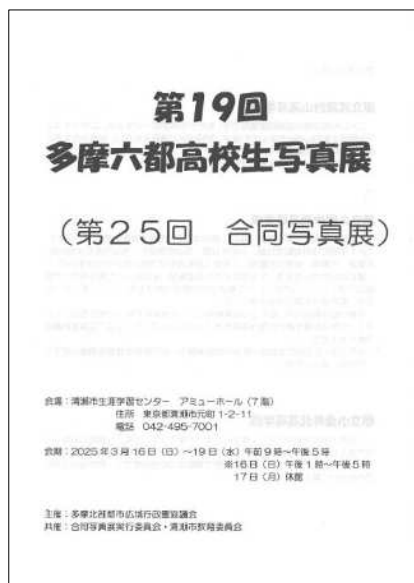
- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第18回 ヤングライブフェスティバル (FUJIMI ROCK)
- (2) 事業内容 本広域行政圏の青少年健全育成事業として、小平市の「ヤング・ダンスフェスティバル」、清瀬市の「高校生写真展」とともに立ち上げた事業のひとつで、平成19年度から事業を開始し、令和6年度で第18回を迎えた。
- 構成5市に在住・在勤・在学する概ね15歳から25歳の青少年が構成するグループ又は個人（ジャンルを問わず）が一堂に会して日頃の活動成果を発表する場を提供し、圏域内の青少年の居場所づくりと交流を目的としている。
- 参加団体募集にあたっては、多摩六都に所属する学校に案内を送付するとともに、広報誌や市ホームページにて募集を行った結果、音楽活動の発表の場を求めた青少年たちで構成したバンドが30組（うち2組辞退）の応募があった。
- 各グループの代表者によって実行委員会を組織し、今回初の取り組みとして、実行委員会でInstagramのアカウントを作成し、参加団体のPRを行ったほか、作成当日の運営や開催に向けた準備を検討するなどして本事業の運営に携わった。
- 校外で発表する機会が初めてだった団体が多くあり、音響技師による丁寧な音響の調整や、照明機材としてスモークやLED照明を取り入れるなどして、あまり経験することのない音響設備や照明の中で、1曲若しくは2曲の演奏であったが、本事業に向けて練習してきた演奏を大勢の観客がいる中で演奏できたことは各出演者にとって大きな経験や満足感を得たと考える。
- また、控室での交流や、他団体の演奏応援、受付を他団体と一緒にやるなどして、異なる学校及び団体と交流して、他団体の演奏を聴けたのかよかった、多くの観客がいる中で演奏ができた、他団体と色々な話が出来たなどの声が上がリ、大きな刺激を受けたとともに、圏域内における 青少年の交流機会を創出出来たと考える。
- 本事業に関わっていただいた業者や出演団体、事業協力者の協力により、無事に開催することが出来たとともに、出演団体からのアンケートからも「楽しかった」「他団体の演奏が聞けて良かった」「初めての経験で良い思い出になった」など、肯定的な意見が多くあり、全体を踏まえても日頃の活動成果を発表する場の提供や圏域内の青少年が音楽を通じて交流でき、出演団体にとってとても良い機会を創出できたと考える。
- (3) 日 時 令和7年2月9日（日） 午前10時～午後4時15分
- (4) 場 所 東村山市立富士見文化センターホール
- (5) 参加状況 参加者 28組 来場者数 588人（延べ人数）
東村山第七中学校、東村山高校、東村山西高校、
明治学院東村山高校、小平高校、
小平西高校、小平南高校、白梅学園高校、
田無工科高校、東久留米総合高校、一般
- (6) 事業費 450,000円 入場料：無料
- (7) 主 催 多摩北部都市広域行政圏協議会
多摩六都ヤングライブフェスティバル実行委員会
- 開 催 市 東村山市
共 催 東村山市教育委員会



ウ 多摩六都フェア 高校生写真展（清瀬市）

- (1) 事業名称 多摩六都フェア 第19回高校生写真展
- (2) 事業内容 多摩北部地域を中心とする高等学校の写真部等が日常の作品を持ち寄り、写真技術の向上と部活動の活性化及び高校生同士の交流を図ることを目的とする。
同世代の物の見方や考え方に触れ合い、写真をとおして感性や創造性を発見する絶好の場となっている。例年、各校の生徒が受付を担い、出品者同士での人気投票を実施するなど、学校間の交流を深め、少人数の写真部等では部活動の活性化に寄与してきた。
平成18年度に第1回を開催した。当時協議会に設置されていた社会教育専門委員会において、青少年健全育成のための居場所づくりとして、高校生以上を主な対象としたイベントや交流事業の展開を検討し、小平市の「ヤング・ダンスフェスティバル」、東村山市の「ヤングライブフェスティバル」に先立ち、平成18年度に試行実施された。令和6年度は第19回大会となった。
もともとは合同写真展として、平成12年度に都立清瀬東高等学校写真部と都立久留米高等学校写真部で立案されたもので、都立小平高等学校写真部の参加を得て平成13年1月19日～23日第1回合同写真展として清瀬市生涯学習センター（清瀬駅北口）のギャラリーで開催されたのを契機に、今回で第25回を数えた。（令和2年度及び3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止）
参加校は少なかったが、来場者にゆっくり作品をご覧いただけた。順位付けや賞はないが、生徒間で人気投票を行い、選ばれた生徒がどのような思いで撮影したかなどの発表を行った。
- (3) 日 時 令和7年3月16日（日）～19日（水）
午前9時～午後5時
（初日は午後2時から、月曜日は休館）
- (4) 場 所 清瀬市生涯学習センター7階アミューホール
- (5) 参 加 参加校6校、67名、95作品 来場者数 34名
都立久留米西高等学校（幹事校）、都立武蔵村山高等学校、都立府中西高等学校、都立小金井北高等学校、私立錦城高等学校、私立明法高等学校
（令和5年度：84人、作品数121点）
- (6) 事業費 12,001円
- (7) 主催 多摩北部都市広域行政圏協議会
共催 合同写真展実行委員会、清瀬市教育委員会（生涯学習スポーツ課）

パンフレット



会場の様子



(5) 公共施設の相互利用事業

ア 市立図書館の相互利用事業

平成3年7月、多摩北部都市広域行政圏内の市民の自主的学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、市立図書館の相互協力を促進するために、当時の6市の教育委員会が協定を締結し、同年10月から圏域内の市立図書館の広域利用事業を開始した。

平成9年6月には田無市と保谷市の間で共通利用カード発行事業を開始し、平成12年6月には清瀬市、平成14年9月には東久留米市、平成20年10月には東村山市、平成24年10月には小平市が参入し、以後5市全てにおいて共通利用カード方式を採用している。

構成市は、生涯学習専門委員会図書館部会を前身とする図書協力事業推進会議、図書館事業協力推進専門委員会（平成5年11月）、図書専門委員会（平成12年度名称変更）で広域的施策を検討してきた。

平成21年度をもって図書専門委員会を終了したが、平成22年度以降は、多摩六都図書館担当者連絡会で、図書館の広域利用及び共通利用カード発行事業に必要な連絡調整を行っている。

(1) 市立図書館 32館〈令和7年3月末現在(分室を含む)〉
小平市11館、東村山市5館、清瀬市6館、東久留米市4館、西東京市6館

(2) 令和6年度実績

利用登録者(年度内に利用した者)	121,576人(内5市登録者数 113,156人)
資料貸出点数	5,313,642点(内5市貸出点数 4,989,232点)

※令和5年度実績

利用登録者(年度内に利用した者)	121,356人(内5市登録者数 113,257人)
資料貸出点数	5,466,473点(内5市貸出点数 5,129,194点)

(3) 広報活動

- ① 周知用パンフレット「多摩六都・図書館案内」の作成
- ② 多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページ「たまろくナビ」への掲載
「ホームページ版 多摩六都・図書館ガイド」は、掲載継続
「多摩六都図書館ニュース」をホームページ掲載に移行。令和6年度は11件の記事を掲載した。(令和5年度掲載8件)

(4) サービス向上

障がい者サービスの一環として、視覚障がい者向けの「多摩六都・録音図書案内」CD版及びDAISY版の作成(圏域5市分)を各市輪番制で実施。

また、「録音図書販品リスト」を作成し、資料の相互協力体制の推進と活用を図った。

(5) 職員の資質向上

障がい者サービスの先進図書館に視察研修を行った。

各市の図書館職員を対象に、「イベントについて」をテーマとして情報交換会を1回開催した。

○多摩北部都市広域行政圏内公共図書館の広域利用実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多摩北部都市広域行政圏を構成する小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市（以下「関係市」という。）の市民の自主的学習の場を拡充し、文化及び教養の向上に寄与するとともに、図書館の相互協力を促進し、図書館奉仕の発展を図ることを目的とする。

(図書館の範囲)

第2条 広域利用を実施する図書館は、関係市のすべての市立図書館（以下「図書館」という。）とする。

(利用者の範囲)

第3条 広域利用の利用者の範囲は、関係市に居住する者とする。

(条例・規則等の遵守)

第4条 この要綱に基づき、関係市の市民が自己の居住している市以外の図書館を利用するときは、当該図書館の属する市の条例・規則等の定めに従うものとする。

(資料の返却)

第5条 図書館から資料の貸出しを受けた者は、当該図書館にその資料を返却しなければならない。

(会議)

第6条 この事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ図書館担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催する。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、関係市の図書館長が協議して別に定める。

(要綱の改廃)

第7条 この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、関係市の教育委員会が協議し決定するものとする。

(細目)

第8条 この要綱に定めるもののほか、実施に必要な細目は、関係市の図書館長が協議して定める。

附則

この要綱は、平成3年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年1月21日から施行する。

○多摩六都・図書館共通利用カード発行要綱

第1 目的

この要綱は、多摩北部都市広域行政圏を構成する市（以下「五市」という。）が設置する小平市立図書館、東村山市立図書館、清瀬市立図書館、東久留米市立図書館、西東京市図書館（以下「五市図書館」という。）の相互の協力関係を促進し、利用者の図書館利用の利便性に資するため、多摩六都・図書館共通利用カード（以下「共通利用カード」という。）を発行するに当たって必要な事項を定めることを目的とする。

第2 登録者の資格

登録できる利用者の範囲は、五市で定める図書館に関する条例、規則等の定めるところによるものとする。

第3 共通利用カードの発行

利用者は、五市図書館を利用しようとするときは、利用者の登録を受け、共通利用カードの発行を受けなければならない。

2 利用者は、五市図書館のうちいずれの図書館でも共通利用カードの発行の申請ができるものとする。

3 利用者は、申請事項に変更が生じたとき、又は共通利用カードを紛失したときは、速やかに登録した図書館すべてに届け出なければならない。

第4 共通利用カード譲渡の禁止

共通利用カードの発行を受けた者は、これを他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

第5 共通利用カードの仕様

共通利用カードには、「多摩六都図書館カード」の文字及びシンボルマーク（別紙）を必ず記載しなければならない。

第6 会議

五市図書館は、多摩六都・図書館共通利用カード発行事業の円滑な運営を図るため、必要に応じ担当者連絡会議（以下「連絡会議」という。）を開催するものとする。

2 連絡会議の運営に必要な事項は、五市図書館の館長が協議して別に定める。

第7 要綱の改廃

この要綱を改正し、又は廃止しようとするときは、五市図書館の館長が協議し決定するものとする。

第8 委任

この要綱に定めるもののほか、共通利用カードの発行等に関し、必要な事項は、五市図書館の館長が協議して別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年9月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

イ 体育施設の相互利用事業

平成 18 年 3 月に体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用に関する協定を締結し、「申合せ事項」のとおり、同年 4 月から個人利用に限って屋内体育・スポーツ施設の相互利用を本格開始した。

□ 利用可能な屋内体育・スポーツ施設 9 施設〈令和 7 年 3 月末現在〉

- ・小平市 2 施設 [市民総合体育館、萩山公園卓球室]
- ・東村山市 1 施設 [市民スポーツセンター]
- ・清瀬市 2 施設 [市民体育館、清瀬市しあわせ未来センター*]
- ・東久留米市 1 施設 [スポーツセンター]
- ・西東京市 3 施設 [スポーツセンター、総合体育館、南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」]

○多摩北部都市広域行政圏協議会体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用についての申合せ事項

(目的)

第 1 条 この申合せ事項は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）を構成する小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市及び西東京市の各市（以下「圏域各市」という。）が設置する体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象施設)

第 2 条 相互利用をすることができる体育・スポーツ施設（以下「相互利用体育施設」という。）は、別表第 1 に掲げる施設とする。

2 圏域各市の教育委員会（スポーツ基本法第 10 条 1 項の規定による特定地方公共団体にあつては、その長）（以下「関係教育委員会等」という。）は、相互利用体育施設を新たに追加しようとするときは、事前に他の関係教育委員会等に通知しなければならない。既存の相互利用体育施設の廃止、中止等をしようとするときも同様とする。

(相互利用者の範囲)

第 3 条 相互利用体育施設を利用できる者は、圏域各市に在住、在勤又は在学をする者（以下「市民等」という。）及び当該相互利用体育施設を管理する関係教育委員会等がその利用を認めた者とする。

(利用範囲)

第 4 条 相互利用体育施設における個人開放種目の利用範囲は、別表第 2 のとおりとする。

2 第 2 条第 2 項の規定は、個人開放種目の利用範囲の変更等をしようとする場合について準用する。

(相互利用の実施日)

第 5 条 相互利用は、平成 17 年 7 月 1 日から実施する。ただし、特別な事由により同日から実施することができない関係教育委員会等については、当該事由の止んだ後速やかに、実施するものとする。

(条例等の措置)

第 6 条 関係教育委員会等は、第 2 条から前条までの規定に定める事項及びこれらに付随する事項について、条例、教育委員会規則、教育委員会規程等で必要な措置を講じるものとする。

(パンフレット等の提供)

第 7 条 関係教育委員会等は、相互利用体育施設を市民等の円滑な利用に供するため、相互利用体育施設の窓口等に相互利用に関するパンフレット等を常に備えておかななければならない。

(会議)

第 8 条 相互利用の円滑な運営を図るため、必要に応じ関係教育委員会等の職員による担当者連絡会議を開催する。

(委任)

第 9 条 この申合せ事項に定めるもののほか、相互利用に関し必要な事項は、協議会の生涯スポーツ専門委員会が協議し定める。

別表第1 相互利用体育施設の名称及び所在地

市名	名称	所在地	備考
小平市	小平市民総合体育館	小平市津田町1-1-1	
	小平市立萩山公園卓球室	小平市小川東町4-4-1	
東村山市	東村山市民スポーツセンター	東村山市久米川町3-30-5	
清瀬市	清瀬市立市民体育館	清瀬市下宿2-524-1	
	清瀬市しあわせ未来センター	清瀬市中里5-842	
東久留米市	東久留米市スポーツセンター	東久留米市大門2-14-37	
西東京市	西東京市スポーツセンター	西東京市中町1-5-1	
	西東京市総合体育館	西東京市向台町5-4-20	
	西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」	西東京市南町5-6-5	

別表第2 個人開放種目及びその利用範囲

No.	種目名	小平市民 総合体育館	小平市立 萩山公園卓球室	東村山市民 スポーツセンター	清瀬市立 市民体育館	清瀬市 しあわせ未来センター	東久留米市 スポーツセンター	西東京市 スポーツセンター	西東京市 総合体育館	西東京市南町スポーツ・ 文化交流センター「きらっと」
1	卓球	○	○	○	○		○	○	○	○
2	バドミントン	○		○	○		○	○	○	○
3	バレーボール	○						○		
4	バスケットボール	○					○	○	○	○
5	武道	○		○			○			
6	弓道	○		○			○			
7	アーチェリー	○					○			
8	軽体操	○								
9	バウンドテニス	○								
10	トレーニング	○		○		○	○	○	○	
11	水泳	○		○			○	○		
12	ランニング			○				○		
13	クライミング						○			
14	ビーチボール			○						
15	ソフトバレーボール									○
16	社交ダンス									○
17	ボッチャ			○						

体育・スポーツ施設の相互利用についての情報発信

(1) 協議会ニュースへの掲載

相互利用を行っている施設を令和6年9月1日発行の協議会ニュース No. 35 に掲載した。

(2) 協議会 Web サイトへの掲載

「スポーツ施設の相互利用」：相互利用体育施設の情報、地図と、市ホームページへのリンクを掲載

「個人開放しているスポーツ種目」：相互利用を行っている施設を個人開放の種目ごとに掲載

スポーツ施設の相互利用

多摩六都では、2006年(平成18年)から屋内体育施設の個人開放に限り、相互利用を行っています。小平市・東村山市・清瀬市・東久留米市・西東京市に在住・在勤・在学の方は、市民と同じように利用できます。

○相互利用を行っている屋内体育施設は、9施設です。

○利用方法・料金、個人開放の曜日や時間帯は、各市・各施設で異なります。各施設のホームページ等でご確認ください。

施設へのリンクはこちらから▶ 

たまるくナビスポーツ施設 

小平市民総合体育館
マシントレーニング、水泳、卓球、バドミントン、バスケットボール、弓道 など
隣の台駅から徒歩3分

秋山公園卓球室
卓球
秋山駅南口から徒歩3分

TAC東村山スポーツセンター
マシントレーニング、ランニング、水泳、卓球、バドミントン、弓道、ポッチャ、ビーチボール など
東村山駅東口から徒歩15分

清瀬市民体育館
(月1回)卓球、バドミントン
清瀬駅北口から西武バス「台田団地」下車

清瀬市しあわせ未来センター
フィットネスルーム
マシントレーニング、ストレッチ
清瀬駅北口から西武バス「宮の台団地」、
「清瀬市役所」下車

東京ドームスポーツセンター東久留米
マシントレーニング、水泳、卓球、バドミントン、バスケットボール、弓道 など
東久留米駅東口から徒歩15分

西東京市スポーツセンター
マシントレーニング、ランニング、水泳、卓球、バドミントン、バスケットボール、バレーボール
保谷駅・田無駅から西武バス
ひばりヶ丘駅・東伏見駅から はなバス「保谷庁舎」下車

西東京市総合体育館
マシントレーニング、卓球、バドミントン、バスケットボール
田無駅南口から徒歩15分、はなバス「市民公園前」下車

西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」
卓球、バドミントン、バスケットボール、ソフトバレーボール など
田無駅南口から徒歩4分

多摩北部 都市広域行政圏の スポーツイベント

多摩六都の5つの市では、その市の市民だけでなく、皆さまに楽しんでいただけるスポーツイベントを実施しています。お気軽にご参加ください！

小平市 ニュースポーツデー
ポッチャ・ユニカール・キンボール など、毎回内容を変えています。
日 5月、9月、3月
場 小平市民総合体育館
参加方法 当日会場へ 問合せ 小平市文化スポーツ課
TEL 042-346-9612

東村山市 ポッチャ教室
初心者から経験者まで、レベルに合わせて優しく指導します。
日 毎月2回 場 TAC東村山スポーツセンター
参加方法 当日会場へ(定員60名) ※5市に在住・在勤・在学の方のみ
問合せ TAC東村山スポーツセンター TEL 042-393-9222

清瀬市 ニュースポーツ体験会
ポッチャ・フラバール・スポーツリバーシ・ドッチビーなど、年齢を問わず楽しめます。
日 4月、6月、11月、1月 場 清瀬市立市民体育館(下宿地域市民センター)
参加方法 当日会場へ
問合せ 清瀬市生涯学習スポーツ課 TEL 042-497-1815

東久留米市 ニュースポーツデー
ポッチャ、ラージボール卓球、ユニカールなど、比較的負担の軽いスポーツが楽しめます。
日 原則、毎月第2土曜日
場 東京ドームスポーツセンター東久留米(5月・11月はわくわく健康プラザでも開催)
参加方法 当日会場へ 問合せ 東久留米市生涯学習課 TEL 042-470-7784

西東京市 ENJOYニュースポーツ
障害や年齢に関係なく、すぐに楽しめるスポーツがそろっています。
日 毎月最終日曜日 場 4月～9月 西東京市スポーツセンター、10月～3月 西東京市南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」
参加方法 当日会場へ(9月、3月は申込制)
※西東京市に在住・在勤・在学の方のみ
問合せ 西東京市スポーツ振興課 TEL 042-420-2818

たまるくナビ
スポーツイベント




ドッチビー

協議会ニュース No. 35 3面から抜粋

- 41 -

ウ 管外宿泊施設の相互利用事業

平成5年11月の生涯教育専門委員会学習集会部会の改組に伴い、構成6市の社会教育課長を構成員とする社会教育専門委員会が設置された。社会教育専門委員会では平成6年度から、青少年の健全な育成、市民の健康の増進及びレクリエーション活動に資するため、圏域各市が設置する管外宿泊施設の相互利用について検討を進めてきた。

平成9年11月に、当時の6市の教育委員会が、該当施設のない保谷市以外の5市5施設の管外宿泊施設を対象とする相互利用についての協定を締結し、当面、施設改修や条例などの相互利用できる条件が整備された施設で相互利用を実施することとした。

平成10年4月から「東村山市白州山の家」及び「田無市立菅平少年自然の家」（平成13年1月21日以降は「西東京市立菅平自然の家」）で相互利用を開始した。その後、同年11月に「清瀬市立科山荘」で本格開始、平成11年4月に「小平市立八ヶ岳山荘」で開始した。

「東久留米市林間学園たてしな荘」は、老朽化のため、平成15年3月末をもって廃止された。

「西東京市菅平少年自然の家」については平成24年2月に、「小平市立八ヶ岳山荘」については平成24年11月に、それぞれ老朽化のため、「清瀬市立科山荘」については令和7年3月に稼働率低迷のため、相互利用を停止した。

(1) 宿泊施設の概要 2施設〈令和7年3月末現在〉

施設名称	所在地	設置年月	建物の構造	室数(定員)	管理運営	備考
東村山市白州山の家	山梨県北杜市	S52.7	木造平屋	6室(92人)	委託	冬期閉鎖(11月～3月)
清瀬市立科山荘	長野県北佐久郡	H10.10	RC2階	19室(112人)	指定管理	

(2) 利用実績

令和7年3月31日を以って清瀬市立科山荘が閉館することから利用者が大いに増加した。多くの利用者から閉館を偲ぶ声が寄せられたが、惜しまれつつも閉館の日を迎えた。

施設名称	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	備考
東村山市 白州山の家	4人(6.0%) 67人	91人(6.4%) 1,031人(72.8%) 1,417人	146人(9.4%) 1,068人(68.4%) 1,561人	176人(11.3%) 1,060人(68.0%) 1,559人	臨時休館 R3.4/25-9/30
清瀬市 立科山荘	300人(15.0%) 2,002人	350人(9.5%) 909人(24.7%) 3,684人	520人(13.6%) 936人(24.5%) 3,826人	477人(10.2%) 1,952人(41.6%) 4,693人	
計	304人(14.7%) 2,069人	441人(8.6%) 1,940人(38.0%) 5,101人	666人(12.4%) 2,004人(37.2%) 5,387人	653人(10.4%) 3,012人(48.2%) 6,252人	

※上段：圏域市民の利用者数（当該市除く）中段：当該市の利用者数 カッコ内は全利用者に対する構成比
下段：全利用者数 移動教室・林間学校の利用者数を除く。



東村山市白州山の家



清瀬市立科山荘

(6) 多摩六都公共交通担当実務者連絡会

バス等の地域公共交通に関しては、平成 23 年度から平成 25 年度の 3 か年に、公共バス路線等検討専門委員会において、当時の多摩六都広域連携プランに基づき、「バス利便性の向上」「コミュニティバス等の相互乗り入れの検討」を行った。平成 26 年 3 月をもって同専門委員会が廃止された後は、本連絡会にて、引き続き情報共有・意見交換を行っている。

令和 6 年度は、多摩六都広域連携プランに掲げる「地域公共交通（鉄道以外）の利便性向上」に関して、コミュニティバス等の地域交通の円滑化の促進を中心に、次のとおり情報共有や意見交換を行った。

1 令和 6 年度 多摩六都公共交通担当実務者連絡会の開催

令和 7 年 2 月 3 日（月）に、東村山市役所にて連絡会の会議を開催した。各市からの状況報告（現状・課題・今後の予定等）や情報交換を議題とし、各市の間で情報共有・意見交換を行った。

2 開催結果

(1) コミュニティバス等に関する状況報告

各市から、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年度に大きく減少した利用実績が、令和 3 年度以降回復傾向にあるが、コロナ禍前の水準までは戻らずに厳しい状況が続いているとの報告があった。

課題として、公共交通空白地域の解消が各市から挙げられ、デマンド型交通の本格運行への移行、実証実験の実施や実施に向けた検討状況等が報告された。一方で、乗務員不足等により、新たな移動手段だけでなく既存のコミュニティバス等の延伸・増便も難しい状況が報告された。

【主な報告事項】

- | | |
|-------|--|
| 小平市 | ・令和 6 年 6 月から南西部地域でデマンド型交通の実証実験運行を開始
・令和 6 年 10 月に休日ダイヤの新設、年末年始の運休などコミュニティバスのダイヤ改正を実施
・〔課題〕コミュニティバスの土日運行や運賃体系について市内プロジェクトチームでの検討を予定 |
| 東村山市 | ・市制施行 60 周年を記念し、コミュニティバスに小中学生が描いたデザインをラッピング
・新たな移動手段として「東村山市予約型乗合交通」の実験運行を令和 7 年 1 月から 6 月で実施
・〔課題〕コミュニティバスを含む、公共交通事業の運転手不足が深刻化 |
| 清瀬市 | ・令和 5 年度に続き、コミュニティバス車両 1 台を令和 7 年度に EV 車へ更新予定
・〔課題〕2024 年問題による運転手不足の課題があり、運行事業者から運行に関する相談があった。
コミュニティバスの年末年始の運休や減便等について今後対応予定 |
| 東久留米市 | ・令和 2 年 3 月から開始したデマンド型交通「くるぶー」は、令和 7 年 4 月から本格運行へ移行
・本格運行に向け、AI を活用した予約受付システムや年齢要件の緩和、共通乗降場の追加予定
・〔課題〕乗合率の向上と効率の良い運行を目的とした AI による予約受付システムの導入 |
| 西東京市 | ・「地域公共交通計画」を令和 6 年 3 月に策定し、この計画に基づき必要な取組を進める。
・コミュニティバスの年末年始の運行について、利用実績を踏まえ減便して運行実施
・〔課題〕狭幅員の地域（西武新宿線の南側）に対し、乗合サービスの実証運行を実施予定 |

(2) 意見交換

ア コミュニティバス等の乗務員不足

事業者の運転手不足に加え、2024 年問題もあり、運行事業者から年末年始ダイヤ等について見直しを相談されている状況

イ デマンド型交通における乗降ポイントの設置

小平市、東久留米市、東村山市の乗降ポイントの設置に関する考え方や許可の取得状況等について情報共有した。

ウ 公共交通に関する施策や見直し

EV バスの導入やラッピングバスの実施、運賃協議会の設置状況など、各市で令和 6 年度中に行った施策等について状況共有した。

エ その他

鉄道駅ホームドア設置や鉄道事業における広域連携（新駅や西武新宿線の東西線乗入れの機運醸成）

(7) 文化芸術施策担当実務者連絡会

多摩北部都市広域行政圏の5市は、広域の共同事業である「多摩六都フェア」として、「多摩北部5市美術家展」等の文化事業を実施してきたが、近年、文化芸術を取り巻く状況は大きく変化しており、他分野との施策連携や文化施設の老朽化等による設備更新等の課題がある。

こうした課題を踏まえ、圏域5市が一体となり文化芸術施策の相互協力を促進することで、圏域市民の文化芸術活動や交流の場を拡大し、文化芸術の普及、向上及び推進に寄与することを目的に、令和5年10月に本連絡会を設立した。

1 開催結果

(1) 多摩5美術展（旧：多摩北部5市美術家展）について

本連絡会と実行委員会では、実行委員や出品者の高齢化、来場者の減少等、多摩5美術展の課題を共有し、各市持ち回りで実施していくなかで、改善を進め、その結果を次年度以降につなげていくよう取り組んでいる。

令和6年度は、実行委員会の開催回数を増やしたことや、多摩北部5市美術家展から「多摩5美術展」への改称、絵画作品だけではなく、立体作品の展示も行った。

また、新たな来場者の掘り起こしのため、関連事業として、西東京市にゆかりのあるアーティストを講師に招き、会場のガラスにキットパスを使用して絵を描く多摩5美術展ワークショップ「キットパスを使って会場のガラスを彩ろう！」を実施したほか、対話をしながら作品を鑑賞する「対話による美術鑑賞」事業の体験会を実施したこと等、担当市である西東京市より報告があった。

令和7年度の開催に向け、前年度の実施内容を踏まえ、検討を進めていることが、担当市である小平市より報告があった。

また、予算や広報等についての質疑や意見交換を行った。

(2) パラアート展覧会開催における会場確保の手順等について

パラアート展覧会巡回展示開催にあたり、会場の確保手順について確認を行った。

(3) 文化施設連携について

施設の老朽化等による大規模改修に伴う施設の長期休館等、施設に関する課題を踏まえ、来年度以降、継続して情報交換を行っていく。

(4) その他

新たな文化施設（西東京市民文化プラザ）の一般利用開始（令和6年12月）に関する情報提供（西東京市）

2 開催実績

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和6年5月29日	小平市役所 600会議室	(1) 多摩北部5市美術家展の課題と対応策について
第2回	令和7年1月27日	小平市役所 601会議室	(1) 第37回多摩5美術展の実績報告について (2) 意見交換

(8) 情報推進担当実務者連絡会

情報分野については、平成8年度から令和5年度まで、情報推進専門委員会において、多摩六都広域連携プランに基づき、最新の情報通信技術の動向を踏まえた情報システムの広域連携の検討等を行った。

基幹業務システムの標準化やガバメントクラウドへの移行、GovTech 東京による共同調達の推進など、情報部門をとりまく環境は国や都レベルで共同化する動きが加速しており、5市により共同事業化する案件を見出すことが現状では困難であることから、令和6年3月に同専門委員会を廃止し、令和6年度より、本連絡会にて、情報共有・意見交換を行うこととした。

令和6年度は、基幹業務システムの標準化やCIO補佐官の任用や業務など、次のとおり情報共有や意見交換を行った。

1 開催結果

(1) 第1回情報推進担当実務者連絡会

開催日時：令和6年10月3日（木）午後3時00分から4時10分まで

開催場所：WEB会議

議題：1 連絡会でのLoGoチャットの活用について

- ・連絡会に移行する中で、各市がより連絡を取りやすくするためにLoGoチャットの活用の提案があった。連絡会開催時以外でも随時情報共有を図るために利用を検討する。
- ・団体を越えた利用はLOGOチャット上で「組織」を作成する必要がある。幹事市が「組織」を管理し、各市がLOGOチャットを活用することを全会一致で賛成となった。

2 情報交換

- ・事前に募集した各市からの質問に回答する形で情報交換を行った。

ア 「自治体情報システム強靱性向上モデル」の方向性について

ほとんどの市が現在検討中。コストが高くなってしまいうため、補助金なしでの実施は難しい。

イ 統合型GISの導入等について

道路や都市計画部門を中心に導入している市が大半。各市とも利用範囲の拡大を検討している。

ウ CIO補佐官の任用状況について

勤務形態や報酬、職務内容などについて情報交換を行った。

エ M365の導入状況、導入予定

各市とも今後導入予定。アカウント管理等の運用が課題だと認識している。

オ Windows11への切替について検討状況

各市とも令和6年度、7年度での切替を行う予定。現在利用しているシステムがWindows11に対応している課の確認が必要となる。

カ 消費生活相談DX・新システム導入についての対応

対応を検討中の市や、担当所管と確認中という市など、対応は様々であった。

キ 図書館システムのリプレイス・DX対応の状況等について

公共図書館と学校図書館のシステムの一元化など。各市とも課題として考えているが、コスト面などハードルが高いと感じている。

(2) 第2回情報推進担当実務者連絡会

開催日時：令和7年2月21日（金）午後3時30分から4時30分まで

開催場所：WEB会議

議題：1 広域行政圏協議会の次期計画新規項目について

- ・広域行政圏協議会事務局より、令和8年度からの計画の策定についての説明があった。前回のものを確認した。各市で独自に行う事業や、標準化対応のように共通認識が必要なものがあるが、まとめ方についてや実務者連絡会なので独自の取り組みについての情報交換の場と考えれ

ばよいのではなどの意見が出た。これ以外の意見などは、事務局までメールで行う。

2 情報交換

・事前に募集した各市からの質問に回答する形で情報交換を行った。

ア システム標準化に関するイニシャルとランニング費用に関する状況について

各市とも想定よりも大幅な増額と見込んでいる。補助金の状況が不透明な中、予算化するのに苦慮している。

イ PMH の実施に関して、令和7年度の対応予定

各市の対応を確認。それぞれ所管と調整を行い対応の可否を決めていた。

ウ CIO 補佐官の委託内容について

各市において細かい違いはあるが、概ね DX 全般に関することやベンダーとの打ち合わせなどを職務としている。

2 開催実績

回数	開催日	開催場所	議題、内容等
第1回	令和6年10月3日	Web開催	(1) 連絡会での Logo チャットの活用について (2) 情報交換
第2回	令和7年2月21日	Web開催	(1) 広域行政圏協議会の次期計画新規項目について (2) 情報交換

(9) 多摩六都科学館事業（域内連携した企画展等）

子供科学博物館の建設構想に基づいて平成6年3月に開館した「多摩六都科学館」は、圏域の生涯学習・文化の拠点施設であり、世界最大級(直径27.5m)のプラネタリウムドーム「サイエンスエッグ」と5つの展示室、科学学習室を持つ参加体験型の科学館として圏域市民に親しまれている。

次代を担う子どもたちの夢を育み、科学に興味を持つ心を養うとともに、各世代にわたる生涯学習を推進し、文化の振興を図ることを目的に、市民、教育・研究機関、企業等との連携を通じて、企画展等の創意・工夫あふれる魅力的な事業を展開し、圏域の文化振興を牽引している。

令和5年度に開館30周年を迎え、令和6年12月には、開館以来500万人目の利用者を迎えた。

圏域行政の発展のために行う連携事業（歴史、文化等、圏域の魅力の発掘、発信に関すること）

(1) 特別展示 「多摩六都科学館 30周年ヒストリー」 3月23日(土)～5月6日(月・祝)

開館30周年を記念し、これまでの30年間の歩みを広報物のバックナンバー（表紙）や体験型学習の作品紹介などで振り返る特別展示を開催した。

本展と科学館のPRを兼ね、圏域の小学1年生に入学祝招待券を配布した。

(2) 開館30周年特別企画展 「ロクト昆虫図鑑」 7月20日(土)～9月1日(日)

圏域内には「小平グリーンロード」、「せせらぎの郷多摩湖緑地」及び「西原自然公園」など、昆虫などの生きものが生息する緑豊かな多くの自然があり、圏域内の自然に対する意識や興味を持つきっかけとなる機会として、多くの昆虫の標本や生体と、じゅえき太郎氏の絵本等の原画を展示した。また、開館30周年にちなみ、昆虫にまつわる30の不思議を解説するパネルを設置した。

(3) 冬の特別イベント「ROKUTO ROBOT PARK 2024 -ロクトロボットパーク-」 12月25日(水)～

1月13日(月・祝)

旧保谷市に在った財団法人 日本児童文化研究所を主宰し、「昭和のロボット博士」と称された故・相澤次郎氏が約60年前に制作したロボット（常時展示）を年に一度作動させている。地域の科学技術の歴史的価値を再発見する機会として、平成22年度から開催している。「ロボットゆうえんち」（神奈川県厚木市）と連携し、ロボットの操縦やプログラミング・工作などの体験型展示を行った。



特別展示



開館30周年特別企画展



冬の特別イベント



入江聖奈さん講演会



利用者500万人達成

(4) 市民が最先端の科学技術に触れる場の形成 10講座10回実施

圏域住民の特に中学生・高校生以上を対象に、圏域内外の研究機関、大学、NPO法人等の協力で、最先端技術や研究成果等の内容をわかりやすく・面白く理解できる講演会やワークショップを企画・開催している。

本年度は、圏域が原子核研究や宇宙線研究の拠点であった歴史を踏まえた講演会や「英語でサイエンスカフェ」、西東京市教育委員会と共催の考古学講座などを開催した。

(5) 大人向けの生涯学習参加推進 14種 37回実施

大人世代の生涯学習を促進するため、科学とリンクした文化・歴史・美術の多彩なコンテンツを圏域の多様な主体と連携して企画・開催している。

本年度は、圏域の農家・料理家と連携したハーブ講座、圏域の大学と連携した地域の健康づくりプロジェクト、大人の学びなおし、国内の科学館と連携し、共同で制作した大型映像「ORIGIN 太陽系のはじまりを求めて」等を実施した。

通年（8月を除く）で開催している大人向けプラネタリウムは、令和5年度に引き続き、奇数月に日曜日開催を追加し、想定ターゲットへの情報提供等、未利用者を含めた生涯学習活動の促進を図っている。

(6) 地域の魅力発信事業（自然観察会、たまろくとウィーク、市民感謝デー）

① 自然観察会：1回実施

地域の専門家の協力による自然観察会を、黒目川で開催した。

② たまろくとウィーク：12月3日（火）～12月22日（日）

圏域の在住・在学・在勤者の入館料が半額となる「たまろくとウィーク」を開催した。圏域内の駅から1日限定で無料シャトルバスを運行し、圏域住民の利用促進やPRを図った。

③ 市民感謝デー：2月16日：西東京市、3月2日：小平市・清瀬市、9日：東村山市、東久留米市

3月1日の開館記念日に合わせて3日間（いずれも日曜日）開催した。当日は該当市在住・在学・在勤者の入館料が無料となる「市民感謝デー」を開催した。1日限定の無料シャトルバス運行や特別講演会などのイベントを開催し、圏域住民へのPRを図った。また、同時期に「たまろくと特産市」（2/15～3/16）を実施した。

(7) 学校連携事業

圏域の学校教育機関や教員を対象に、専門研修による人材育成、資料の貸出し、出張学習（アウトリーチ活動）、博物館実習等により学校教育を支援・補完している。本年度は、圏域小学校での出張学習プログラム（延べ10校）、小学校理科部会研修会協力、標本等貸出、圏域小・中学校へのロクトニュース配布、小学校への学習利用の手引き配布、博物館実習などを行った。



科学の視点で考古学



ハーブ講座



夏季教員セミナー



たまろくと特産市



市民感謝デー

4 後援名義の使用承認

実績なし

5 圏域情報提供

(1) 圏域ニュース

- ① 発行 令和6年9月1日発行
- ② 発行物名 『多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース No.35』
- ③ 発行部数 203,000部
- ④ 仕様 タブロイド判4頁 両面刷・カラー
- ⑤ 配布方法 主要6紙(朝日、毎日、読売、産経、東京、日経)による新聞折込み広告のほか、各市施設で配布
- ⑥ 掲載記事 1面 特集：たまろくマンホールの旅
2面 多摩六都フェア（開催案内）
3面 たまろくナビ、スポーツ施設の相互利用・イベント、図書館ガイド、相互利用、「TAMA☆ろくと巡礼物語！2024」北多摩 TOKYO アニメスタンプラリー
4面 多摩六都科学館開館30年記念企画、秋のプラネタリウム
- ⑦ 事業費 1,739,309円

1面特集は、個性豊かな圏域5市のマンホールを紹介。

2面は、多摩六都フェア（開催案内）を掲載。

3面は、協議会Webサイト「たまろくナビ」や市民以外も参加できるスポーツイベントを紹介。また、広域利用・相互利用など圏域の取組み、北多摩 TOKYO アニメスタンプラリーの開催を掲載。

4面は、多摩六都科学館30年の記念企画として「扉の向こうを覗いてきました!」、次の全編生解説プラネタリウム「宇宙のオバケ?」の告知を掲載。

折込日には、「トップページ」「多摩六都図書館ガイド」ページへのアクセスが多かった。



No.35 4面・1面
2面・3面

(2) 多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページの運営

平成15年4月に多摩北部都市広域行政圏協議会ホームページ「たまろくナビ」を開設し、広域行政圏協議会の活動状況や多摩北部地域における広域連携の活動を圏域内外に情報発信している。

平成24年1月、令和5年1月の2回、ホームページのリニューアルを実施。令和5年1月のリニューアル以降も、より見やすく、見てもらえるホームページを目指し、改善を行っており、令和6年度は、サイトマップページの改善、階層の見直しを行った。閲覧数は、リニューアル以降、増えており、令和6年度は、前年比135.7%となった。

事業費 781,000円

トップ画面 URL <https://www.tama6.jp>



6 多摩北部都市広域行政圏協議会の歩み

- 昭和55年
8月 第5ブロック企画研究会(6市企画担当課長で構成)に広域市町村圏計画研究会を設置する。
- 昭和60年
8月 6市の助役及び企画担当課長で構成する多摩北部地域広域行政圏研究協議会を設置する。
- 昭和61年
10月 東京都に施設整備(子供科学博物館、地域の核となるスポーツ施設、大規模公園)の要望書を提出する。
- 昭和62年
1月 多摩北部都市広域行政圏協議会を設置する。
3月 「多摩北部都市広域行政圏」が設定される。
5月 多摩北部都市広域行政圏協議会設立記念式典を挙げる。
- 昭和63年
3月 「多摩北部都市広域行政圏計画」を策定する。
8月 「第1回多摩ノースシティコミュニティフェア」を開催する。(於:清瀬市郷土博物館)以後毎年開催となる。
- 平成元年
8月 「北多摩6市広域文化フェア」を開催する。(於:清瀬市郷土博物館)以後毎年開催となる。(現在の「多摩六都フェア」)
9月 (仮称)子ども博物館の建設についてのプレス発表を行う。
11月 「第1回北多摩6市ママさんバレーボール大会」を開催する。(於:東村山市民スポーツセンター)以後6市当番で毎年開催となる。
12月 東京都に東京大学附属農場の広域的利用対策について要望書を提出する。
- 平成2年
2月 (仮称)子供科学博物館基本構想についてプレス発表を行う。
第1回北多摩6市合同演奏会を開催する。(於:東久留米市立中央公民館)以後毎年開催となる。
6月 多摩北部広域子供科学博物館組合が設立される。
8月 「多摩北部都市広域行政圏協議会ニュース」を刊行し、圏域内全戸配布を行う。以後毎年発行。
12月 東京都に広域的施設整備に係る要望書を提出する。
・ (仮称)子供科学博物館整備に対する全面的支援について
・ 地域の核となる都立のスポーツ施設及び大規模公園の設置について
- 平成3年
3月 圏域ガイド「わたしの街の散歩道」を発行する。
3月 「圏域イメージアップ計画調査報告」をまとめる。
7月 「多摩北部都市広域行政圏内公共図書館の相互協力に係る協定書」を締結する。
10月 多摩北部都市広域行政圏内の公共図書館の相互利用がスタートする。
- 平成4年
3月 多摩北部都市広域行政圏のシンボルマークを決定する。
- 平成5年
3月 多摩北部都市広域行政圏の愛称を「多摩六都」に決定する。
8月 「多摩六都緑の実施計画」を実施する。
11月 「都市建設専門委員会」、「緑化専門委員会」、「社会教育専門委員会」、「図書館事業協力推進専門委員会」を設置する。
12月 多摩北部広域子供科学博物館を「多摩六都科学館」と改称する。
- 平成6年
2月 「下水道専門委員会」を設置する。
3月 多摩六都科学館が開館する。
7月 「生涯スポーツ専門委員会」、「学習集会施設専門委員会」を設置する。
10月 東京都に広域行政圏内への大規模都立公園(六仙公園、東久留米市内)の建設の要望書を提出する。
10月 多摩六都フェア「TAMA21 交響楽団演奏会」が小平市で開催される。
11月 多摩六都フェア「リサイクルフェア・リサイクルシンポジウム」を田無市で開催する。
- 平成7年
3月 「多摩六都市民意識調査」を実施する。
- 平成8年
2月 多摩六都フェア「合唱団演奏会」が小平市で開催される。以後毎年開催される。
3月 「多摩北部都市広域行政圏計画第二次基本計画」が策定される。

平成8年

- 5月 「防災専門委員会」、「ごみ減量化・リサイクル専門委員会」を設置する。
- 6月 「情報推進専門委員会」を設置する。
- 7月 「福祉施設専門委員会」を設置する。
- 10月 市長会に下水道維持管理の共同化・一元化の促進と都の下水道財政の援助について要望書を提出する。
- 10月 東京都に多摩六都科学館の管理運営に係る財政支援の要望書を提出する。

平成9年

- 3月 「学習集会施設専門委員会」を廃止する。
- 6月 田無市、保谷市の間で「共通利用カード」の発行事業を開始する。
- 8月 東京都に通勤寮の多摩北部都市広域行政圏内設置に関する要望書を提出する。
- 11月 「多摩北部都市広域行政圏管外宿泊施設の相互利用協定」が締結される。

平成10年

- 2月 圏域の6市長が都庁に青島都知事を訪ね、多摩北部都市広域行政圏における東京都の積極的な事業の推進に関する要望書を提出する。
- 2月 東京都公園審議会で圏域内大規模公園(都立六仙公園)の設置が承認される。
- 3月 「多摩六都緑化計画」が策定される。
- 4月 介護保険部会を設置する。
- 6月 東京都に多摩北部都市広域行政圏における東京都の道路整備事業特別交付金新制度の創設及びその活用に関する要望書を提出する。
- 8月 「多摩六都・秩父広域圏交流サミット」が埼玉県秩父市で開催される。

平成11年

- 8月 秩父広域市町村圏組合市町村長視察。
- 11月 東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の総額の確保等に関する要望書を提出する。
- 12月 多摩六都フェア「星空コンサート」が多摩六都科学館で開催される。
- 12月 多摩六都フェア「ビッグバンド養成講座デビューコンサート」が田無市で開催される。
- 12月 「下水道水質検査業務の共同実施に関する協定書」が締結される。

平成12年

- 4月 「図書館事業協力推進専門委員会」を「図書館専門委員会」に名称変更する。
- 6月 図書館共通利用カード方式に清瀬市が参入する。
- 9月 「多摩六都・図書館ガイドブック」を発行する。以降、各市輪番で毎年発行。
- 11月 東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の事業費確保に関する要望書及び六仙公園(仮称)整備促進に関する要望書を提出する。
- 12月 荒川右岸東京流域下水道対策協議会から「水質検査業務の共同実施」に参入の申し入れがある。

平成13年

- 1月 田無市・保谷市が合併し、西東京市が誕生する。(1月21日)
- 2月 東京都に多摩六都科学館の管理運営に係る財政支援についての要望書を提出する。
- 3月 介護保険部会を廃止する。
- 6月 六仙公園計画地南側約1.4ヘクタール事業認可を取得する。

平成14年

- 9月 図書館共通利用カード方式に東久留米市が参入する。
- 10月 東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の早期整備と事業費確保に関する要望書を提出する。

平成15年

- 3月 「防災専門委員会」、「福祉施設専門委員会」を廃止する。
- 3月 広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」を開設する。
- 10月 東京都に多摩老人医療センターの充実に関する要望書を提出する。
- 10月 東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の早期整備に向けた事業費確保及び事業に合わせた電線類の地中化の推進に関する要望書を提出する。
- 10月 踏切交通量等調査を実施する。

平成16年

- 2月 「基本構想等検討委員会」を設置する。
- 3月 「下水道専門委員会」を廃止する。
- 9月 広域行政圏計画策定に向けて圏域市民の意識調査及び有識者意見の集約を実施する。
- 10月 多摩北部都市広域行政圏協議会構成5市職員合同研修を開催する。
- 11月 東京都に「みちづくり・まちづくりパートナー事業」の早期実現に向けた事業費の確保及び事業に合わせた電線類の地中化の推進に関する要望書を提出する。

- 平成 17 年
- 9 月 管外宿泊施設の相互利用の促進に係る「多摩六都管外宿泊施設スタンプラリー事業」を開始する。(平成 17 年 9 月 1 日から平成 20 年 8 月 31 日まで)
 - 11 月 広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」におけるホームページ版「多摩六都・図書館ガイドブック」が本格稼働する。
- 平成 18 年
- 2 月 多摩六都科学館の管理運営に係る財政支援について要望する。
 - 3 月 スポーツ施設相互利用に関わる条例・規則の改正及び利用条件の整備を行うため、「体育・スポーツ施設の個人開放の相互利用」に関する協定を締結する。
 - 3 月 第二次多摩北部都市広域行政圏計画を策定する。
 - 3 月 「基本構想等検討委員会」を廃止する。
 - 3 月 スポーツ施設ガイドブックを発行する。
 - 4 月 多摩北部都市広域行政圏内の体育施設の相互利用がスタートする。
- 平成 19 年
- 3 月 第二次多摩六都緑化計画を策定する。
 - 11 月 「農業等振興専門委員会」の新設を幹事会で承認する。
 - 12 月 連続立体交差事業を一層推進するため、市長会創設の多摩・島しょ広域連携活動助成金の交付を申請し、調査報告書をまとめる。
- 平成 20 年
- 3 月 「ごみ減量・リサイクル専門委員会」を廃止する。
 - 3 月 圏域ガイドブックを“まっふるぼけっとシリーズ”「多摩六都」として圏域内で書店販売する。
 - 4 月 「農業等振興専門委員会」を設置する。(2 年間の時限設置)
 - 8 月 リーフレット「スポロク改訂版(スポーツ施設ガイドブック)」を発行する。
 - 10 月 図書館共通利用カード方式に東村山市が参入する。
 - 12 月 「従来の広域行政圏に係る今後の取扱いについて」(平成 20 年 12 月 26 日総行市第 234 号 総務省自治行政局市町村課長通知)
- 平成 21 年
- 2 月 「今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について」を幹事会に諮問する。
 - 2 月 各市に対して今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方に関する意見照会を行う。
 - 2 月 連続立体交差事業を一層推進するため、市長会創設の多摩島しょ広域連携活動助成金を活用し、平成 19 年度に引き続き調査し、報告書をまとめる。
 - 2 月 市長会創設の多摩島しょ広域連携活動助成金を活用し、各市策定のみどり基本計画の基礎資料とするため、経年変化の状況等を把握し、みどりの実態調査報告書をまとめる。
 - 3 月 「たまろくさんぼマップ」を発行する。
 - 3 月 広域行政圏計画策定要綱(平成 12 年 3 月 31 日自治振第 53 号)が平成 21 年 3 月 31 日を以て廃止され、国の広域行政圏施策が終了する。
 - 3 月 「生涯スポーツ専門委員会」を廃止する。
 - 5 月 各市に今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方に関する意見照会を行う。
 - 6 月 東京都総務局に対して広域行政圏施策に関する疑義照会を行う。
 - 8 月 「今後の多摩北部都市広域行政圏のあり方について」を協議会決定する。
 - 8 月 東京都に今後も広域行政圏を設置する意向等を通知し、引き続きの人的・財政的支援を要望する。
 - 8 月 「広域行政圏計画専門委員会」を設置する。
 - 8 月 パンフレット「多摩六都における連続立体交差事業などの踏切対策について」を発行する。
- 平成 22 年
- 2 月 「情報推進専門委員会」において「基幹系業務システムの共同化調査研究事業報告書」をまとめる。<多摩・島しょ広域連携活動助成事業を活用>
 - 2 月 東京都からの照会により「多摩六都北部都市広域行政圏の検証と今後のあり方について」を回答する。
 - 3 月 「たまろく農産物 とれたてふれあいマップ」を発行する。
 - 3 月 「社会教育専門委員会」、「農業等振興専門委員会」、「図書館専門委員会」を廃止する。
- 平成 23 年
- 2 月 東京都に多摩北部地域における都市基盤整備の促進について要望書を提出する。
 - 2 月 西武鉄道株式会社に多摩北部地域における鉄道輸送の改善について要望書を提出する。
 - 3 月 多摩六都広域連携プラン(計画期間:平成 23 年度~平成 27 年度)を策定する。
 - 3 月 「広域行政圏計画専門委員会」を廃止する。
 - 4 月 「公共バス路線等検討専門委員会」、「生涯スポーツ専門委員会」、「農業等振興専門委員会」、「景観の普及促進専門委員会」を設置する。
 - 10 月 「多摩六都みどりの交流会」を西東京市西原自然公園と多摩六都科学館で開催する。
- 平成 24 年
- 1 月 広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」をリニューアル公開する。

- 平成 24 年
- 2月 「全国広域行政圏事務局長会議」にて多摩六都広域連携プランの紹介をする。
 - 2月 西東京市の管外宿泊施設「菅平少年自然の家」の廃止により相互利用を停止する。
 - 8月 多摩北部都市広域行政圏協議会関連議員へ協議会活動の周知を行う。
 - 10月 図書館共通利用カード方式に小平市が参入する。
 - 11月 小平市の管外宿泊施設「八ヶ岳山荘」の廃止により相互利用を停止する。
- 平成 25 年
- 3月 「景観の普及促進専門委員会」を廃止する。
 - 7月 西武バス株式会社に多摩北部地域におけるバス交通の拡充について要請書を提出する。
 - 8月 パンフレット「多摩六都圏域ガイドマップ」を発行する。
 - 9~10月 「スポーツ祭東京 2013」が開催され各会場において圏域のPR活動を行う。
 - 12月 東京都に特別緑地保全地区の用地買取りに係る補助金等の要請書を提出する。
- 平成 26 年
- 3月 「公共バス路線等検討専門委員会」、「農業等振興専門委員会」を廃止する。
 - 4月 「広域行政圏計画専門委員会」、「産業・観光振興専門委員会」、「防災専門委員会」を設置する。
 - 11月 多摩六都スポーツ大会を再開する。
- 平成 27 年
- 3月 第三次多摩北部都市広域行政圏計画素案を策定する。
 - 12月 多摩六都スポーツ大会として、初めてリレーマラソン大会を開催する。
- 平成 28 年
- 3月 「多摩六都広域連携プラン（第三次多摩北部都市広域行政圏計画）」（計画期間：平成 28 年度～平成 32 年度）を策定する。
 - 3月 「広域行政圏計画専門委員会」、「防災専門委員会」を廃止する。
 - 8月 公園事業セミナー「新たな段階を迎えた公園や緑地・広場などの緑とオープンスペースの政策について」を西東京市コール田無で開催する。
- 平成 29 年
- 3月 多摩北部都市広域行政圏区域図を作成（更新）する。
 - 6月 「広域行政圏整備推進協議会」が平成 29 年 6 月の総会をもって廃止される。
 - 8月 公園経営セミナー「新たな段階を迎えた官民連携、公園や緑地・広場などオープンスペース政策について」を小平市ルネこだいらで開催する。
 - 9月 広域行政圏ポータルサイト「たまろくナビ」の多言語対応を開始する。
 - 11月 東京都都市整備局に公共交通ネットワークの整備・充実の実現に多摩北部地域としても期待を寄せている旨を伝達する。（並木会長が都市整備局理事を訪問）
- 平成 30 年
- 2月 協議会設立から 30 年が経過した記念事業の一環としてPRビデオを作成して多摩六都科学館にて上映する。
 - 3月 西東京市の屋内体育施設「武道場」の相互利用を停止する。
 - 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOカードラリー」に事業協力する。
- 平成 31 年
- 4月 「広域行政圏計画専門委員会」を設置する。
- 令和元年
- 8月 緑化専門委員会で圏域各市が後援することとした東久留米市主催の「環境シンポジウム・フィールドワーク」が開催される。
 - 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOカードラリー2019」に事業協力する。
 - 12月 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成を目的に多摩六都スポーツ大会としてポッチャ大会を開催する。
- 令和 2 年
- 3月 パンフレット「多摩北部都市広域行政圏における道路と鉄道の連続立体交差事業について」を発行する。
 - 9月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。
 - 11月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により多摩六都フェアの中止が相次ぐ中、協議会ニュース No. 31 を発行する。
 - 11月 「多摩六都広域連携プラン（素案）」への意見公募を実施する。3 名、13 件の意見あり。
 - 12月 西武鉄道株式会社に、「多摩北部地域の鉄道輸送に係る安全性・利便性等の改善について」の要請書を提出する。
 - 12月 東京都建設局及び都市整備局に、「多摩北部地域における都市基盤整備の推進について」の要請書を提出する。

令和3年

- 2月 あきる野市議会「自由民主党 志清会」の行政視察を受け入れる。
- 3月 「多摩六都広域連携プラン（第四次多摩北部都市広域行政圏計画）」（計画期間：令和3年度～令和7年度）を策定する。
- 3月 「広域行政圏計画専門委員会」を廃止する。
- 3月 小平市の屋内体育施設「花小金井武道館」の閉鎖により、相互利用を停止する。
- 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。

令和4年

- 1月 小平市、東村山市、東久留米市の3市共同による自治体クラウドが稼働開始する。
- 2月 新型コロナウイルス感染症の感染拡大のため、令和3年度第3回協議会、第2回審議会をWEB開催する。
- 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。

令和5年

- 1月 協議会Webサイト「たまろくナビ」をリニューアル公開する。
- 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。
- 10月 「文化芸術施策担当実務者連絡会」を設置する。
- 10月 東京都、多摩30市町村主催の多摩東京移管130周年記念イベント「超たまらん博」（於：JR立川駅北口サンサンロード）に「多摩北部都市広域行政圏協議会/多摩六都科学館」としてブース出展する。

令和6年

- 2月 令和5年度第2回審議会から、会議資料のペーパーレス化を開始する。（協議会は試行）
- 3月 西武鉄道新宿線（井荻駅～西武柳沢駅間）の連続立体交差事業の都市計画事業の認可が告示される。（東京都施行）
- 3月 多摩北部都市広域行政圏区域図を作成（更新）する。
- 3月 「情報推進専門委員会」を廃止する。
- 4月 「広域行政圏計画専門委員会」を設置する。
- 4月 「情報推進担当実務者連絡会」を設置する。
- 4月 「産業・観光振興専門委員会」において「多摩六都の魅力発掘・発信プロジェクト」（令和6年度から令和10年度）を始動する。＜多摩・島しょ広域連携活動助成事業を活用＞
- 7月 令和6年度第1回協議会から、会議資料のペーパーレス化を開始する。
- 10月 多摩観光推進協議会主催の「北多摩TOKYOアニメスタンプラリー」に事業協力する。
- 11月 5市観光ガイドブック「たまろくとMini Trip」を発行する。（「多摩六都の魅力発掘・発信プロジェクト」事業）

令和7年

- 3月 清瀬市の管外宿泊施設「清瀬市立科山荘」の廃止により相互利用を停止する。
- 3月 清瀬市の図書館「中央図書館」「下宿図書館」「野塩図書館」「竹丘図書館」の閉館により相互利用を停止する。

7 多摩北部都市広域行政圏協議会 1年間の歩み

令和6年

4/11	第1回 幹事会	(於：清瀬市役所)
4/15	専門委員会委員長会議	(於：東村山市役所)
5/15	第1回 広域行政圏計画専門委員会	(WEB 開催)
5/21	第1回 緑化専門委員会	(於：東村山市役所)
6/26	第1回 産業・観光振興専門委員会	(於：東村山市役所)
6/27	第1回 生涯スポーツ専門委員会	(於：東村山市中央公民館)
7/2	第2回 幹事会	(於：清瀬市役所)
7/8	第1回 協議会	(於：多摩六都科学館)
7/12	緑化専門委員会セミナー	(於：東村山市役所)
7/18	第2回 産業・観光振興分科会	(WEB 開催)
7/19	第1回 審議会	(於：多摩六都科学館)
7/25	第1回 都市建設専門委員会	(於：東村山市役所)
8/24~12/8	多摩六都フェア パラアート制作ワークショップ・パラアート展覧会	(担当市：西東京市)
10/7	第3回 幹事会	(於：清瀬市役所)
10/9	第2回 生涯スポーツ専門委員会	(於：TAC東村山スポーツセンター)
10/12	多摩六都フェア 水と緑ウォッチングウォーク	(担当市：東村山市)
10/26	多摩六都フェア スポーツ大会【たまろくとクリーンウォーキング】	(担当市：東久留米市)
11/5	第2回 協議会	(於：多摩六都科学館)
11/6	第2回 広域行政圏計画専門委員会	(WEB 開催)
11/8	第2回 都市建設専門委員会	(於：西武鉄道連続立体交差化事務所)
11/11	第2回 緑化専門委員会	(於：東村山市役所)
11/21	第3回 産業・観光振興分科会	(於：東村山市役所)
11/23~11/29	多摩六都フェア 多摩5美術展(旧：多摩北部5市美術家展)	(担当市：西東京市)
12/15	多摩六都フェア 2024 こだいら合唱団 東村山交響楽団演奏会	(担当市：小平市)

令和7年

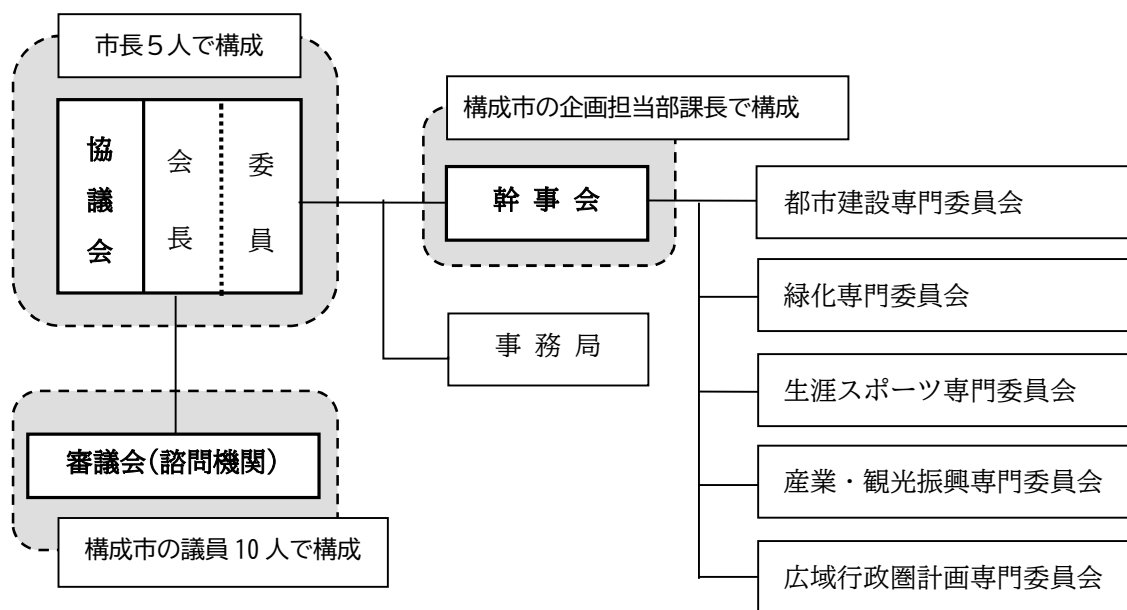
1/16	第4回 産業・観光振興専門委員会	(WEB 開催)
1/29	第4回 幹事会	(於：清瀬市役所)
1/29	第3回 緑化専門委員会	(於：東村山市役所)
2/5	第3回 協議会	(於：多摩六都科学館)
2/6	第3回 生涯スポーツ専門委員会	(於：TAC東村山スポーツセンター)
2/9	多摩六都フェア ヤングライブフェスティバル	(担当市：東村山市)
2/14	第2回 審議会	(於：多摩六都科学館)
2/12~2/14	多摩六都フェア ぴゅあ あーと展	(担当市：東久留米市)
2/17	第3回 都市建設専門委員会	(於：東村山市役所)
2/24	多摩六都フェア ヤング・ダンスフェスティバル	(担当市：小平市)
3/14	第5回 産業・観光振興専門委員会	(WEB 開催)
3/16~3/19	多摩六都フェア 高校生写真展	(担当市：清瀬市)

附 属 資 料

- 多摩北部都市広域行政圏協議会の概要
- 歴代協議会三役及び事務局体制
- 多摩北部都市広域行政圏協議会規約
- 多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程
- 多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会規程
- 多摩北部都市広域行政圏協議会専門委員会設置要綱
- 多摩北部都市広域行政圏協議会名簿
 - ・ 協議会委員名簿
 - ・ 審議会委員名簿
 - ・ 幹事会名簿
 - ・ 専門委員会名簿
 - ・ 事務局名簿

多摩北部都市広域行政圏協議会の概要

- 1 名称 多摩北部都市広域行政圏協議会
- 2 設立 昭和 62 年 1 月 1 日
- 3 目的 多摩北部地域における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行う。
- 4 所在地 清瀬市中里五丁目 8 4 2 番地(清瀬市役所内)
- 5 広域行政圏名 多摩北部都市広域行政圏 (設置：昭和 62 年 3 月 20 日)
- 6 構成市／圏域人口 小平市(198,739 人)、東村山市(151,815 人)、清瀬市(76,208 人)、東久留米市(115,271 人)、西東京市(207,388 人)
合計 749,421 人(令和 2 年国勢調査)
- 7 圏域総面積 約 77 k㎡
- 8 就業人口 第1次産業：2,602 人 第2次産業：47,362 人 第3次産業：250,095 人 (令和 2 年国勢調査)
- 9 組織図 (令和 6 年 4 月 1 日現在)



協議会では、圏域住民の方々に親しみを感じていただくために、愛称を公募し、平成 5 年 3 月に「多摩六都」という愛称を決めました。左のデザインは、平成 4 年 3 月に圏域の皆さんの投票で決まった協議会のシンボルマークです。

歴代協議会三役及び事務局体制

年 度	協 議 会			事 務 局	
	会 長	職 務 代 理	監 査	事 務 局	事 務 局 主 査
62・63	清瀬市	東久留米市	小平市	東久留米市	東久留米市
元	清瀬市	東久留米市	小平市	清瀬市	清瀬市
2	小平市	東村山市	保谷市	田無市	清瀬市
3	小平市	東村山市	保谷市	田無市	小平市
4・5	東村山市	田無市	清瀬市	東村山市	東村山市
6・7	田無市	保谷市	東久留米市	田無市	田無市
8・9	保谷市	清瀬市	小平市	保谷市	保谷市
10～12	保谷市	清瀬市	東村山市	保谷市	保谷市
13・14	清瀬市	東村山市	東久留米市	清瀬市	清瀬市
15～18	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市
19・20	東久留米市	小平市	西東京市	東久留米市	東久留米市
21・22	小平市	西東京市	清瀬市	小平市	小平市
23・24	西東京市	清瀬市	東村山市	西東京市	西東京市
25・26	清瀬市	東村山市	東久留米市	清瀬市	清瀬市
27・28	東村山市	東久留米市	小平市	東村山市	東村山市
29・30	東久留米市	小平市	西東京市	東久留米市	東久留米市
元・2	小平市	西東京市	清瀬市	小平市	小平市
3・4	西東京市	清瀬市	東村山市	西東京市	西東京市
5・6	清瀬市	東村山市	東久留米市	清瀬市	清瀬市

多摩北部都市広域行政圏協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 この協議会は、多摩北部地域における広域行政の推進を図るため、広域行政圏計画の策定及び広域行政圏に関する必要な事務の連絡調整を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）という。

(協議会を設ける市)

第3条 協議会は、次に掲げる市（以下「関係市」という。）が、これを設ける。

- (1) 小平市
- (2) 東村山市
- (3) 清瀬市
- (4) 東久留米市
- (5) 西東京市

(担当事務)

第4条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 広域行政圏計画の策定に関すること。
- (2) 広域行政圏計画の実施の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会の目的達成のために必要な事項に関すること。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、会長の属する市の事務所内に置く。ただし、特別の事情がある場合はこの限りでない。

第2章 組織

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員4人をもって組織する。

- 2 会長は、関係市の市長が協議して関係市の市長のうちから定める。
- 3 委員は、会長を除く関係市の市長をもって、これに充てる。
- 4 会長の任期は、2年とする。
- 5 会長及び委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第7条 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員が会長の職務を代理する。

(事務局及び職員)

第8条 協議会に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及びその他の職員(以下「職員」という。)を置く。
- 3 職員は、関係市の市長の協議により、当該市の職員のうちから会長が選任する。
- 4 職員は、会長の命を受け協議会の事務を処理する。

第3章 会議

(会議)

第9条 協議会の会議は、協議会の事務に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第10条 協議会の会議は、会長がこれを招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上の者から会議の開催の請求があるときは、これを招集しなければならない。
- 3 会議開催の場所及び日時は、会議に付すべき事件とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第11条 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、協議会の会議で定める。

(幹事会)

第12条 第4条に掲げる事務を処理するため、協議会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って、会長が別に定める。

(審議会)

第13条 協議会は、協議会の諮問に応じ重要な事項について調査審議する審議会を置くことができる。

2 審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、協議会の会議に諮って、会長が別に定める。

第4章 財 務

(経費の支弁の方法)

第14条 協議会の事務に要する費用は、関係市が負担する。

2 前項の規定により関係市が負担すべき額は、協議会の会議において定める。

3 関係市は、前項の規定による負担金を年度開始後、直ちに協議会に納付しなければならない。

(歳入歳出予算)

第15条 協議会の予算は、前条第3項の規定により納付される負担金、繰越金その他の収入をその歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議を経なければならない。

3 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

4 会長は、第2項の規定により予算が協議会の会議を経たときは、当該予算の写しを速やかに関係市長に送付しなければならない。

(予算の補正)

第16条 会長は、協議会に係る既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮らなければならない。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の会議を経たときは、前条第4項の規定を準用する。

(出納及び現金の保管)

第17条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金は、会長が協議会の会議を経て定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

(協議会出納員)

第18条 会長は、職員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

(決算等)

第19条 会長は、毎会計年度終了後2箇月以内に協議会の決算を調製し、会長が協議会の会議に諮って指名する委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 前項の規定により決算が、協議会の会議の認定を経たときは、会長は、当該決算の写しを速やかに関係市長に送付しなければならない。

(その他の財務に関する事項)

第20条 この規約に特別の定めがあるもののほか協議会の財務に関しては、地方自治法(昭和22年法律第67号)に定める普通地方公共団体の財務に関する手続きの例による。

第5章 補 則

(事務処理状況の報告等)

第21条 協議会は、毎会計年度少なくとも1回以上、協議会の事務処理状況について記載した書類を関係市長に提出するものとする。

(費用弁償等)

第 22 条 会長、委員及び職員は、その職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

2 前項の費用弁償等の額及び支給方法は、規程で定める。

(協議会解散の場合の措置)

第 23 条 協議会が解散した場合は、関係市がその協議によりその事務を承継する。この場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(協議会の規程)

第 24 条 協議会は、この規約に定めるものを除くほか、協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、昭和 62 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 協議会が設けられた年度の予算に関しては、第 15 条第 2 項中「年度開始前に」とあるのは、「速やかに」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 13 年 1 月 21 日から施行する。

多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程

(目的)

第1条 この規程は、多摩北部都市広域行政圏協議会規約第13条第2項の規定に基づき、審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 この審議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会審議会（以下「審議会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 審議会は、多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会長の諮問に応じ、重要な事項について調査審議する。

(組織)

第4条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第5条 審議会委員は、協議会関係市の議会の議員をもって、協議会会長が委嘱する。

(任期)

第6条 審議会委員の任期は、委嘱日から翌々年の4月30日までとする。

ただし、任期途中において交代したときは前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第8条 会議は、協議会会長が必要に応じて招集し、審議会会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(報酬等)

第9条 委員の報酬及び費用弁償の支給については、別に規程で定める。

(経費の支弁)

第10条 審議会の事務の管理及び執行に要する費用は協議会が負担する。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、協議会の事務局がこれを行う。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、協議会会長が定める。

附 則

この規程は、昭和62年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年10月27日から施行し、改正後の多摩北部都市広域行政圏協議会審議会規程第6条の規定は、平成3年7月11日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成13年1月21日から施行する。

(経過措置)

2 委員の定数は、第4条の規定にかかわらず、西東京市の設置の日から起算して2年間に限り12人とし、その期間において西東京市を除く関係市から各2人を選出し、西東京市から4人を選出する。

多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会規程

(目 的)

第1条 この規程は、多摩北部都市広域行政圏協議会規約第12条第2項に規定する、幹事会の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名 称)

第2条 この幹事会は、多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）という。

(所掌事務)

第3条 幹事会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会（以下「協議会」という。）の会議に付議すべき事項の協議
- (2) 協議会の目的達成のための調査、研究
- (3) その他協議会が必要と認めた事項

(組 織)

第4条 幹事会は、事務局長、事務局次長及び幹事をもって組織する。

(幹 事)

第5条 関係市の市長は、幹事を選任した場合には、速やかに協議会会長に報告しなければならない。

2 幹事は、関係市の市長が選任した職員を充てる。

(会 議)

第6条 幹事会は、協議会会長が招集する。

2 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。

3 幹事は、やむを得ない事情により幹事会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。この場合において、代理出席者は、幹事とみなす。

4 幹事会は、半数以上の幹事が出席しなければ開くことができない。

(専門委員会)

第7条 幹事会に専門的事項について検討するため、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、幹事会が別に定める。

附 則

この規程は、昭和62年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、昭和63年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成5年11月16日から施行する。

多摩北部都市広域行政圏協議会 専門委員会設置要綱

(1) 都市建設専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩北部都市広域行政圏計画に基づき、市街地整備を促進する施策等について調査研究するため、多摩北部都市広域行政圏協議会都市建設専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会より指示のあった市街地整備に関する事項について検討し、報告するものとする。
- (2) その他市街地整備に係る必要な調査・研究に関すること。

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(2) 緑化専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩北部都市広域行政圏計画に基づき、圏域の水と緑の保全と回復に係る広域的施策の実施に関することを検討するため、多摩北部都市広域行政圏協議会緑化専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会より指示のあった圏域の水と緑の保全と回復に係る広域的施策の実施に関することについて検討し、報告するものとする。
- (2) その他水と緑の保全に係る必要な調査・研究に関すること。

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成5年11月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(3) 生涯スポーツ専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩六都広域連携プランに基づき、スポーツ振興に係る広域的施策について調査・研究するため、生涯スポーツ専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 専門委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ振興に係る広域的施策について調査・研究に関すること
- (2) その他関連事項について調査・研究に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、幹事会からの指示事項に関すること

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が当該市の職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(4) 産業・観光振興専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩六都広域連携プランに基づき、産業・観光振興を促進する施策について調査・研究するため、多摩北部都市広域行政圏協議会産業・観光振興専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 専門委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏協議会より指示のあった産業・観光振興に関する事項について検討し、協議会に報告するものとする。
- (2) その他産業・観光振興の広域的連携に係る調査・研究に関すること。

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が当該市の職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

- 2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は専門委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

- 2 会議は、委員長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(5) 広域行政圏計画専門委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 多摩北部都市広域行政圏計画について検討のうえ草案を策定するため、多摩北部都市広域行政圏協議会幹事会（以下「幹事会」という。）に広域行政圏計画専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 専門委員会の掌握事務は、次のとおりとする。

- (1) 多摩北部都市広域行政圏計画の調査、検討及び草案策定に関すること
- (2) その他関連事項に関する調査・研究に関すること
- (3) 前2号に掲げるもののほか、幹事会からの指示事項に関すること

(構成)

第3条 専門委員会は、協議会構成各市の市長が当該市の職員の中から選任する委員及び事務局職員をもって構成する。

2 専門委員会には、専門委員会の決定に基づき部会を設置することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 専門委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は協議会会長が任命する。
- 4 委員長は検討委員会を代表し、総務する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議の招集は、委員長が行う。

2 会議は、委員長が必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第6条 専門委員会の庶務は、協議会事務局が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、専門委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

多摩北部都市広域行政圏協議会名簿

多摩北部都市広域行政圏協議会

会 長	清瀬市長	澁 谷 桂 司	
委 員	東村山市長	渡 部 尚	
委 員	東久留米市長	富 田 竜 馬	(監査)
委 員	小平市長	小 林 洋 子	
委 員	西東京市長	池 澤 隆 史	

多摩北部都市広域行政圏協議会 審議会

会 長	東久留米市議会議員	野 島 武 夫	
副会長	西東京市議会議員	山 田 忠 良	令和7年2月12日まで
委 員	小平市議会議員	石 津 はるか	
委 員	小平市議会議員	高 橋 政 美	
委 員	東村山市議会議員	土 方 桂	
委 員	東村山市議会議員	石 橋 光 明	
委 員	清瀬市議会議員	宮 原 り え	
委 員	清瀬市議会議員	ふ せ 由 女	
委 員	東久留米市議会議員	三 浦 猛	
委 員	西東京市議会議員	八 矢 好 美	令和7年2月12日まで
委 員	西東京市議会議員	長 井 秀 和	令和7年2月13日から
委 員	西東京市議会議員	千 間 いずみ	令和7年2月13日から

多摩北部都市広域行政圏協議会 幹事会

小平市	企画政策部長 政策課長	有 川 知 樹 奥 村 修 二	
東村山市	経営政策部長 企画政策課長	東 村 浩 二 小 倉 宏 幸	
清瀬市	統括監経営政策部長 未来創造課長	◎ 今 村 広 司 小 林 真 吾	
東久留米市	企画経営室長 企画調整課長	長 澤 孝 仁 佐 藤 貴 泰	
西東京市	企画部長 企画政策課長	柴 原 洋 佐 野 剛	
事務局	事務局長 事務局次長	今 村 広 司 高 田 比呂子	

◎は議長

都市建設専門委員会

小平市	都市計画道路担当課長 道路課 都市計画道路担当係長	金子 浩 司 山口 淳 也
東村山市	都市計画・住宅課長 課長補佐兼計画調整係長	◎ 炭 山 健一郎 若 林 亮 太
清瀬市	都市計画課長 用地係長	○ 新 井 正 義 山 越 駿
東久留米市	都市計画課長 道路計画課長 都市計画課計画調整担当主査 道路計画課道路交通計画係長	道 辻 正 信 吉 川 雅 継 城 市 智 輝 井 上 健 次
西東京市	都市計画課長 都市計画課都市計画係長 都市計画課都市計画係担当主査	豊 田 文 彦 稲 船 準 高 島 慎太郎

緑化専門委員会

小平市	水と緑と公園課長 課長補佐兼緑政担当係長	山 下 和 哉 鹿 島 幸 宏
東村山市	みどりと公園課長 課長補佐兼公園係長 みどりの係長	◎ 中 沢 恭 安 部 芳 久 吉 田 祐 太
清瀬市	水と緑と公園課長 公園係長 緑政係長	○ 佐 藤 信 明 栗 原 孝 仁 加 藤 貴 之
東久留米市	環境政策課長 緑と公園係長	浅 海 希 清 水 翔 太
西東京市	みどり公園課長 みどり公園係長	成 田 裕 樹 玉 野 祥 範

生涯スポーツ専門委員会

小平市	文化スポーツ課長 スポーツ推進担当係長	田野倉 勇 御 幸 啓 右
東村山市	市民スポーツ課長 振興係長 施設係長	◎ 川 崎 基 司 百 々 和 彦 伊 藤 佳 祐
清瀬市	生涯学習スポーツ課長 生涯学習スポーツ係長 生涯学習スポーツ課副参事 生涯学習スポーツ係長事務取扱	○ 山 田 能 久 上 竹 秀 明 古 川 百 香
東久留米市	生涯学習課長 スポーツ振興係長	桜 井 昌 紀 伊 藤 貴 寛
西東京市	生活文化スポーツ部副参与 兼スポーツ振興課長 スポーツ振興課長補佐 スポーツ振興係長	越 沼 明 彦 國府方 秀 喜 安 藤 卓 夫

令和6年8月まで

令和6年9月から

◎は委員長 ○は副委員長

産業・観光振興専門委員会

小平市	産業振興課長	齋藤 貴彦
	観光まちづくり担当係長	松村 信一
東村山市	シティセールス課長	◎杉山 健一
	シティセールス課係長	高木 文彬
清瀬市	産業振興課長	○戸野 慎吾
	商工係長	小寺 良二
東久留米市	産業政策課長	板倉 正弥
	労政商工係長	若林 正人
	振興企画係長	井上 卓
西東京市	産業振興課長	山田 公一
	生活文化スポーツ部主幹	原島 誠
	商工係長	菅野 浩一郎

広域行政圏計画専門委員会

小平市	政策課長	奥村 修二
	政策担当係長	飯泉 勉
東村山市	企画政策課長	◎小倉 宏幸
	企画政策課主査	新井 雅明
清瀬市	未来創造課長	○小林 真吾
	イノベーション推進係長	丸山 和紀
東久留米市	企画調整課主査	藤井 めぐみ
	企画調整課主事	横田 美希
西東京市	企画政策課長	佐野 剛
	企画政策課主査	宮崎 大海

◎は委員長 ○は副委員長

多摩北部都市広域行政圏協議会事務局

事務局長	清瀬市統括監経営政策部長	今村 広司
事務局次長	清瀬市経営政策部未来創造課副参事 多摩北部都市広域行政圏事務局	高田 比呂子
事務局主査	清瀬市経営政策部未来創造課主査 多摩北部都市広域行政圏事務局	畠山 晃寿

令和6年度 事業報告書

(編集・発行)

令和7年7月発行

多摩北部都市広域行政圏協議会

東京都東村山市本町一丁目2番地3

(東村山市役所1階)

電話 042-393-5111 (代表)

e-mail kouiki@m01.city.higashimurayama.tokyo.jp

URL <https://www.tama6.jp>



勿摩六都